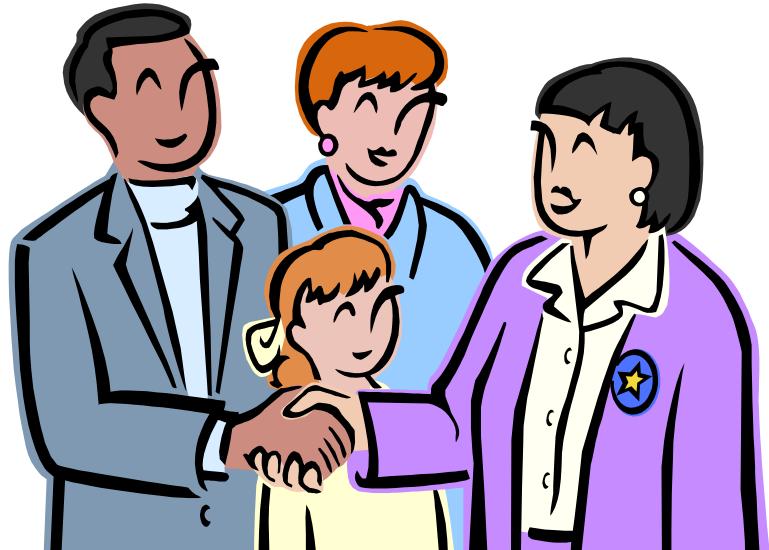


平成25年度 武藏村山市協働事業提案制度 提案事業審査報告書



平成25年11月

武藏村山市市民協働推進会議

目 次

はじめに	1
1 協働事業提案制度の目的と概要	2
2 選考に至る経過	2
3 審査基準	3
4 平成25年度協働事業提案制度の募集内容	4
5 平成25年度提案事業の審査結果及び理由	6
6 平成25年度提案事業内容	10
(1) ひろげよう！子育て支援の輪プロジェクト（仮） いつひよファミリ～ with 石田倫依	11
(2) ちびっ子名人育成プロジェクト 特定非営利活動法人むさしむらやま子ども劇場	21
(3) 高齢者いきいき講座 特定非営利活動法人シニアメイトサービス	24
(4) 小学生への花育と豊かな環境作り グラシオス プラント パートナー	28
(5) ハンドボールトップアスリート等派遣指導事業 武蔵村山市ハンドボール協会	31
(6) 「村山郷を中心に活躍した中世武士団・村山党。いざ出陣」 武士団・村山党の会	35
(7) 高齢者の方への介護予防活動の効果の検証 特定非営利活動法人介護予防リーダーまるまる会	40
(8) ミニバスケットボールを通じた市内小学生の健全な育成 武蔵村山市ミニバスケットボール連盟	43
資料編	47
資料1 武蔵村山市市民協働推進会議要綱		
資料2 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿		
資料3 武蔵村山市協働事業提案制度における提案事業審査要領		
資料4 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱		



はじめに

武蔵村山市では、協働のまちづくりを進めるため、平成17年度に『武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針』を策定し、協働の基本的な考え方や方向性が示されました。そして、平成18年度には協働事業を進めるための手引として『武蔵村山市市民協働推進マニュアル－パートナーシップのまちづくりをめざして－』が策定されました。

指針に掲げる市民協働の基本的考え方を具体的に実現するための第一歩として、平成20年度に「武蔵村山市市民協働まちづくり研究会」を設置し、その成果を『武蔵村山市市民協働まちづくり研究会報告書』にまとめ、研究会で抽出した諸課題を具体的に検討するために平成21年度に「武蔵村山市市民協働推進会議」が設置されました。

この「協働事業提案制度」は、平成22年3月の市民協働推進会議からの報告を受け、武蔵村山市で事業の実施に向けた検討を行い、平成23年度に創設された制度です。この制度により平成23年度には3団体が、平成24年度には5団体が協働事業として採択され、それぞれその翌年度に事業が実施されています。

これまで、「公共」に関わる多くの領域については、行政がその必要性を判断し事業を行うという手法が基本的に踏襲されてきました。しかし、社会経済情勢の変化に伴い住民ニーズが多様化し、複雑化した地域課題を解決するためには、これまでの行政主導ではなく、新しい公共の在り方を創造していくことが求められています。つまり、地域が抱える様々な課題を市民と行政が協力し合うことによって解決する「協働のまちづくり」の視点が不可欠です。

「協働事業提案制度」は、このような考えに基づき、地域の市民活動団体の専門性や柔軟性をいかした提案を基に、提案団体と市が協働して地域の課題、社会的課題の解決に取り組むものです。

地域における様々な課題の中には、市民や地域で活動されている団体だからこそ見えてくるものもあると同時に、行政だけでは対応が困難な場合もあります。市政への市民参加を促進し市民による地域の課題、社会的課題の解決につなげ、暮らしやすい武蔵村山市の実現のために、この「協働事業提案制度」が、これからも重要な役割を果たしていくものと考えます。

平成25年11月

武蔵村山市市民協働推進会議

1 協働事業提案制度の目的と概要

平成23年度に創設された「武蔵村山市協働事業提案制度」は、市民活動団体（武蔵村山市内を主な活動範囲とする特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他自主的に社会貢献活動(当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る)を行う団体）の専門性や柔軟性等をいかした事業の提案を募集することにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、暮らしやすい地域社会の形成を目指す制度です。

本制度の実施要綱に基づき、「協働型事業部門」(事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図り市と協働して行う)と「団体育成型部門」(将来の協働型事業の実施を目指す市民活動団体の育成を目的とする)の2つの区分に分けて事業提案を募集しました。

「協働型事業部門」は1事業当たり対象となる経費の100万円を限度として、また、「団体育成型部門」は1事業当たり対象となる経費の30万円を限度として「武蔵村山市協働事業提案制度実施事業補助金」が交付されます。

提案が採択された事業については、採択優先順位順に市の予算の範囲内で補助金が交付され、市の関係する所管課と連携を図りながら実施することになります。

なお、補助金の交付を受けた市民活動団体は、事業実施年度の翌年度に事業の評価を受けることになります。

2 選考に至る経過

平成25年度武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の選考過程は以下のとおりです。

●平成25年度武蔵村山市協働事業提案制度の周知

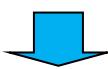
- ・市のホームページ「市民協働・男女共同参画」に掲載（7月1日から）
- ・市報（7/1号）に掲載
- ・市内公共施設に募集要項及び募集チラシの設置

市政情報コーナー/情報館えのき/緑が丘出張所/緑が丘ふれあいセンター/
ボランティアセンター/各地区会館



●提案の募集

- ・募集期間 平成25年7月16日(火)から8月16日(金)まで
- ・提案件数 8件



●市民協働推進会議の開催

- ・提案事業の採択の適否を審査するため、市民協働推進会議を開催

回	開催日	内 容
第 1 回	平成 25 年 4 月 22 日	平成 24 年度武蔵村山市協働事業提案制度実施事業報告会及び評価等について ◆平成 24 年度事業実施団体からの報告を受け、各事業について評価を行った。
第 2 回	平成 25 年 6 月 6 日	平成 25 年度の協働事業提案制度の事業計画及び市民協働推進会議の開催予定について/協働事業提案制度実施要綱について/協働事業提案制度募集要項について ◆事業計画、実施要綱、募集要項等について確認及び修正を行った。
第 3 回	平成 25 年 9 月 12 日	協働事業提案制度における提案事業審査要領の改正について/協働事業提案制度提案事業の一次審査について ◆審査要領について協議し、決定した。 ◆第一次審査(書類選考)を実施し、全ての提案団体(8 団体)が審査を通過した。
第 4 回	平成 25 年 10 月 3 日	提案団体による企画発表(プレゼンテーション及び質疑応答) 3 団体 ◆第一次審査(書類選考)を通過した 8 団体のうち 3 団体の提案について第二次審査として提案者がプレゼンテーションにより事業内容を説明し、その後、推進会議委員との質疑応答を行った。 <ul style="list-style-type: none">・プレゼンテーション時間：1 団体 20 分以内・質疑応答時間：1 団体 20 分程度
第 5 回	平成 25 年 10 月 7 日	提案団体による企画発表(プレゼンテーション及び質疑応答) 3 団体 ◆第一次審査(書類選考)を通過した 8 団体のうち 3 団体の提案について第二次審査として提案者がプレゼンテーションにより事業内容を説明し、その後、推進会議委員との質疑応答を行った。 <ul style="list-style-type: none">・プレゼンテーション時間：1 团体 20 分以内・質疑応答時間：1 団体 20 分程度
第 6 回	平成 25 年 10 月 24 日	提案団体による企画発表(プレゼンテーション及び質疑応答) 2 団体 ◆第一次審査(書類選考)を通過した 8 団体のうち 2 団体の提案について第二次審査として提案者がプレゼンテーションにより事業内容を説明し、その後、推進会議委員との質疑応答を行った。 <ul style="list-style-type: none">・プレゼンテーション時間：1 团体 20 分以内・質疑応答時間：1 団体 20 分程度 <p>◆採択順位、採択(不採択)を決定し、その理由等について協議した。</p>

3 審査基準

平成 25 年度の審査は、武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業審査要領(以下「審査要領」という。)に基づき行われました。

第一次審査では、提案団体から提出された応募書類の記載事項について、審査要領に基づき、各審査委員が評価した点数を合計して得た点数（以下「評価点数」という。）が満点合計の5割以上となる事業が第二次審査を実施する提案事業として選定しました。

また、第二次審査では第一次審査により選定された提案事業について、提案団体によるプレゼンテーション及び質疑応答の内容を、審査要領に基づき審査しました。その結果、評価点数が満点合計の6割以上となる事業を採択する協働事業として決定しました。

ただし、第二次審査において評価点数が満点合計の6割未満となる事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、採択する事業として決定しました。

4 平成25年度協働事業提案制度の募集内容

※協働事業提案制度による提案事業募集のチラシから抜粋

武蔵村山市の『協働事業提案制度』では、市民活動団体の専門性や柔軟性等を活かした事業の提案を募集することにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、暮らしやすい地域社会の形成を目指していきます。

『協働型事業部門』と『団体育成型部門』の2つの区分に分けて、事業の提案を募集します。

提案が採択された事業については、採択優先順位順に市の予算の範囲内で補助金が交付されます。

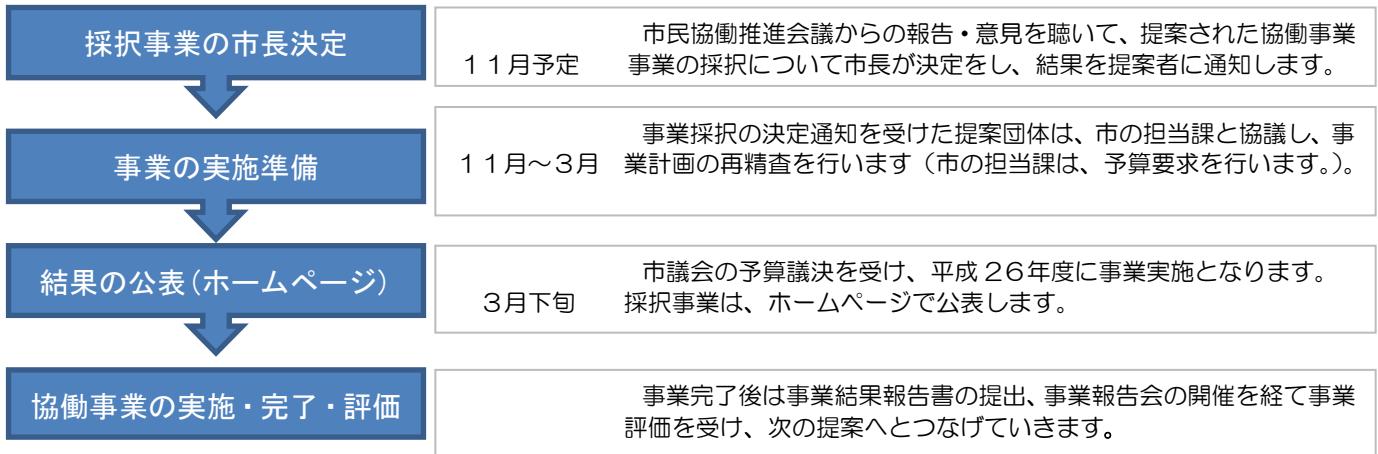
なお、補助金の交付を受けた市民活動団体は、市の関係する所管課と連携を図りながら事業を推進していくことになります。

*市民活動団体とは・・・武蔵村山市内を主な活動範囲とする特定非営利活動法人・ボランティア団体・自治会

その他自主的に社会貢献活動(当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る)を行う

平成25年度 協働事業提案制度の流れ





募集の区分

協 働 型 事 業 部 門

市民活動団体が市と目的を共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案から事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図る事業部門です。

市と協働して事業を行うことを前提として、その専門性、柔軟性等をいかして実施する事業であって、企画力、事業遂行能力、調整力などについて一定の能力を有する団体が、地域の課題、社会的課題等の解決につながる事業を提案できます。原則として、単発のイベント類ではなく事業の継続性や発展性があり、市の事業として定着することができるような提案を期待しています。

1事業当たり対象となる経費の**100万円**を上限として補助金を交付します。

団 体 育 成 型 事 業 部 門

協働型事業の実施を目指す市民活動団体が単独で企画し、実施する事業部門です。

将来的に協働型事業部門への提案を目指している団体の企画力、事業遂行能力など基礎的な力を高めるための事業が対象になります。

1事業当たり対象となる経費の**30万円**を上限として補助金を交付します。

対象となる事業

公益的な事業であって、

- ① 地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業
- ② 市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業
- ③ 人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業
- ④ 単年度で完結する事業であるときは、継続して複数回実施することが見込める事業

であり、次の4つのいずれかに該当する事業

- ① 市民の地域活動への参画が促進される事業
- ② 市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業
- ③ 市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業
- ④ 協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業

対象とならない事業

① 同一の市民活動団体が3年度にわたって実施してきた協働事業と同一と認められる事業	⑤ 調査のみを目的とした事業
② 営利のみを目的とした事業	⑥ 武蔵村山市内の特定の地域住民だけによる事業
③ 特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける事業	⑦ 交流又は親睦のみを目的とした事業
④ 学術的な研究のみを目的とした事業	⑧ 宗教活動又は政治活動を目的とした事業
	⑨ 公の秩序又は善良の風俗に反する事業

5 平成25年度提案事業の審査結果及び理由

平成25年度提案事業の審査結果は、以下のとおりです。提案が採択された事業については、採択優先順位順に市の予算の範囲内で補助金が交付され、市の関係する所管課と連携を図りながら実施することになります。

提案事業の内容については、「6 平成25年度提案事業内容」を参照してください。

受付番号	事業部門	提 案 事 業 名	審 査 経 過		審査結果	採択順位					
		提 案 団 体 名	第一次審査	第二次審査							
7	協働型	ひろげよう！子育て支援の輪プロジェクト（仮）	通 過	実 施	採択すべき事業	1位					
		いつひよファミリー～With 石田倫依									
理 由											
市内で子育て支援を実施している施設は、子ども家庭支援センター以外には存在しないため、子育て支援の環境が不足している状況であると考えます。そのような現状を踏まえると、児童館の稼働率が低い午前中を活用した本事業は、地域の子育て支援の場の拡大につながると考えます。											
また、本事業を実施することにより、子ども家庭支援センターを知らない市民や活用しにくい環境に置かれている市民に対しての支援が図られるとともに、児童館の稼働率向上も期待できます。											
本事業の効果を最大限に引き出すためにも、子ども家庭支援センター及び児童館と密に連携を図りながら事業を展開していくよう努めてください。											

	協働型	ちびっ子名人育成プロジェクト	通過	実施	採択とるべき事業	2位
		特定非営利活動法人むさしむらやま子ども劇場				
理由						
3		本事業は協働型事業として3年目を迎え、放課後子ども教室を実施している6校のうち、既に4校で実施されました。「こま」と「けん玉」などの昔遊びの楽しさや、様々な技を習得することで得られる達成感などを子どもたちに感じてもらうことにより、参加者や学校等の関係者から一定の評価を得ています。				
<p>しかし、事業の対象者を放課後子ども教室の登録児童のみと限定しているので、当該教室に登録していない児童も広く参加できるような手法についても検討してください。</p> <p>また、補助金を活用せずに、今後どのように継続させていくかが最大の課題であるため、本事業を実施していきながら、協働所管課、関係団体等と調整し、事業を継続していくことのできる仕組みの構築に努めてください。</p>						
	協働型	高齢者いきいき講座	通過	実施	採択とるべき事業	3位
		特定非営利活動法人シニアメイトサービス				
理由						
5		高齢化社会を迎え、自宅に引きこもる高齢者の方々が増えていることにより、孤独死などが社会問題化しており、そのような問題を少しでも防ぐためには、高齢者の方々が地域や人とのつながりを持つことが必要不可欠であると考えます。本事業は高齢者を取り巻く社会的問題に着目し、市内の交通が不便な地域に出向く講座を開催するほか、コミュニティカフェにおいて高齢者向け講座を開催し、自宅に引き籠もりがちな高齢者を自ら進んで地域に関わるようにする企画内容は評価できます。				
<p>しかし、コミュニティカフェで開催する高齢者向け講座が月3回である一方で、出前講座の回数が年3回であるため、地域と関わる機会が少なく、参加者同士のつながりが出来にくく感じます。</p> <p>以上のこと踏まえ、出前講座の回数を増やし、少しでも多くの高齢者がいきがいや楽しみを見いだしていただけることを望みます。</p>						
	団体育成型	小学生への花育と豊かな環境作り	通過	実施	採択とるべき事業	4位
		グラシオス プラント パートナー				
理由						
8		本事業は団体育成型事業として3年目を迎え、1年目で課題となっていた事項を2年目で解決するなど、団体の事業遂行能力等が向上していることが見受けられます。				
<p>団体としての力をより一層向上させるためには、自己財源の確保が必要不可欠です。本事業以外での活動の場において、団体への協力者が多数見受けられることから、そのような協力者に入会していただくななど団体の会員数を増やし、自己財源の確保に努め、事業の展開を図るよう期待します。</p> <p>なお、1年目及び2年目に事業を実施した学校には定期的に足を運び、花育が継続的に実施されているか把握してください。</p>						

	協働型	ハンドボールトップアスリート等派遣指導事業 武蔵村山市ハンドボール協会	通過	実施	採択とすべき事業	5位
	理由					
2	<p>今年度、本市で開催した国体競技はハンドボールであり、開催期間中は多くの来場者と選手が本市を訪れ、多くの感動を生みました。また、国体開催に向けて市が前面に「ハンドボールのまち武蔵村山市」となるようPRしてきた経緯を踏まえると、ハンドボールという競技を活用し、本事業を実施する意義は理解できます。また、ハンドボールは競技人口が少ないため、学校の授業の一環として本事業を実施することは競技人口の底辺の拡大に一定の効果があることと、誰でも努力をすれば国内のトップレベルに近づくことができると言えますが、より一層の効果を高めるためには、本事業に参加した児童が継続してハンドボールに関われる環境を整備する必要があり、そのためには、ハンドボールのゴール及びボールを事業を実施した学校に設置することや、クラブチームにプロリーグで活躍した選手を講師として招き指導してもらうような工夫が必要です。</p>					
	協働型	「村山郷を中心活躍した中世武士団・村山党。いざ出陣」 武士団・村山党の会	通過	実施	採択とすべき事業	6位
	理由					
4	<p>本市の歴史に触れる機会が少ない中、村山郷を拠点とし活躍した中世武士団・村山党の甲冑作りを通して本市の歴史に触れる機会を設ける事により、生まれ育った地域に対し愛着を深めることは地域のつながりを強める重要な要素であることと、将来展望も「村山党桜まつり」の開催があり、本市のPR及びまちおこしが期待できますが、手作り甲冑教室の参加費用が1万円程度と高額であるため、参加を躊躇されることも考えられることから、参加費が低額な子ども向けの手作り甲冑教室を開催するなど、より多くの市民に参加してもらうための工夫が必要です。</p> <p>なお、本事業で作成した甲冑等の保管期間を設け、所有権は団体とすることを要望します。</p>					
	協働型	高齢者の方への介護予防活動の効果の検証 特定非営利活動法人介護予防リーダーまるまる会	通過	実施	不採択とすべき事業	—
	理由					
6	<p>介護予防は継続しなければ効果が維持できず、継続させるためには介護予防事業の参加者に対し、事業の効果を具体的な数値で示すことは重要であると理解できます。また、本市で実施している各介護予防事業の効果を検証し、検証結果をその後、市が事業に生かしていくことも必要ではありますが、本制度を活用していただくには検証結果を生かした事業の企画や、市と協働し検証結果を生かした事業を実施することを明確にすることが必要です。</p> <p>以上のことから、本事業は効果の検証に重点を置き過ぎており、介護予防の目的が不明瞭になっていることから、本制度の趣旨と相違がみられる判断します。</p>					

	団体 育成型	ミニバスケットボールを通じた市内小 学生の健全な育成 武蔵村山市ミニバスケットボール連盟	通 過	実 施	不採択と るべき事業	—
理 由						
1	<p>正式な提案書及び企画書が第二次審査の際に提出され、しかも協働型事業から団体育成型事業に変更されたことは、本制度の審査を受けるに当たって極めて準備不足であったと感じます。</p> <p>ミニバスケットボールを通じて子どもたちのコミュニケーション能力や技術等の向上及び団体の指導力を向上させることは理解できますが、本制度を活用し、団体が活動資金の確保や企画力等の面で成長していく展望が弱いと感じます。</p>					

6 平成25年度提案事業内容

提案団体から提出された事業提案企画書は、次のとおりです。

- | | |
|---|-------|
| (1) ひろげよう！子育て支援の輪プロジェクト（仮）
提案団体：いつひよファミリ～ with 石田倫依 | …… 11 |
| (2) ちびっ子名人育成プロジェクト
提案団体：特定非営利活動法人むさしむらやま子ども劇場 | …… 21 |
| (3) 高齢者いきいき講座
提案団体：特定非営利活動法人シニアメイトサービス | …… 24 |
| (4) 小学生への花育と豊かな環境作り
提案団体：グラシオス プラント パートナー | …… 28 |
| (5) ハンドボールトップアスリート等派遣指導事業
提案団体：武蔵村山市ハンドボール協会 | …… 31 |
| (6) 「村山郷を中心に活躍した中世武士団・村山党。いざ出陣」
提案団体： 武士団・村山党の会 | …… 35 |
| (7) 高齢者の方への介護予防活動の効果の検証
提案団体：特定非営利活動法人介護リーダーまるまる会 | …… 40 |
| (8) ミニバスケットボールを通じた市内小学生の健全な育成
提案団体：武蔵村山市ミニバスケットボール連盟 | …… 43 |

提 案 団 体 名	いつひよファミリ～ ウィズ 石田倫依
提 案 事 業 名	ひろげよう！子育て支援の輪プロジェクト(仮)
事 業 の 概 要	<p>※ 何のためにこの事業を行うのか、事業の提案理由について記載してください。</p> <p>育児に関するノウハウの提供と育児相談等を行い、親子のアタッチメント形成(乳幼児期に形成される愛着又は情緒的な深い結びつき及び信頼関係で、その後の人格形成の基盤になるもの)の重要性と子育ての楽しさ・素晴らしさを伝える。子育て環境を整え、次世代を担う子ども達の健全育成を行うための土台をつくり、地域一体となった子育てしやすい武蔵村山市をつくっていく。</p> <p>様々なアート(音楽・芸術)等の文化活動にふれ、刺激を受けることで、豊かな情操を養う。また、子どもたちの個性を伸ばし、創造性を開花させ、自己肯定力・意欲・積極性を高め、自信を獲得し、個々を尊重し合える心を育てる。</p> <p>児童館や子ども家庭支援センター及び関係機関と協働していくことで、地域の子育て支援ネットワークを形成し子育て支援の強化体制を作っていく。</p>
現 状 の 説 明	<p>※この事業に関わる市の現状について記載してください。</p> <p>武蔵村山市には現在、子育て支援センター他、地区会館等でのサークル活動、男女参画、療育病院等、様々な子育て支援があるが、実際には、育児に対する様々な不安を相談できずにいる現状がある。</p> <p>現状の子育て支援事業とその情報の周知方法や施設・制度では、武蔵村山市への新たな転入者や核家族等にとっては「知らない」、または「利用しにくい」という声が多数ある。また、近隣住民との関係のこじれなどにより、育児不安の増大、また虐待に繋がりかねない案件が存在している。実際に、地域コミュニティを築きにくい環境や、子育て支援体制の弱さを理由に、転居を考えているという声もある。さらに地域住民間(特にママ友)のいじめにより、地域で孤立し転居したケース等もあり、子育て中の母親や家族をとりまく問題は根深いものがある。</p> <p>また、障害を持つ子の母等は障害を受け入れる事が出来ずにいたり、受け入れていても専門機関への相談の道筋がわからない、さらには、相談しても、専門スタッフの対応に不信感を感じ、行くのをやめたという現状もある。</p> <p>また、人と人との直接的コミュニケーションの機会の減少から、ネット等による育児のマニュアル的情報に頼らざるを得ず、母子や家族のなかで、様々な問題を抱え込みやすい環境にある(子どもとの関わり方が分からない、泣いている理由がわからない、叱り方がわからない等)。</p> <p>さらに、マニュアル化に伴い、他者と比較した育児や価値観になり、それぞれの個性を見過ごしてしまいがちな環境にある。それぞれの個性や身体的、思考的な差異を感じたとき、異端な存在として受け止めてしまうことも多く、いじめや差別の問題となることも見逃せない。</p> <p>それは子どもの自己肯定感や、他者への思いやりの心の成長を阻み、自己中心的な思考に陥ることも少なくない。また、子育てに自信を失った親自身もマニュアル化等により、「右へならえ」「みんなと一緒にないと…」という自己主張が出来ない思考へと繋がる可能性もあり、他人を思いやる事の出来ない自己中心的な子や大人の増加に繋がっている事も懸念される。</p> <p>また、昔あった近所やお年寄りなど親意外の人からも、いけない事をした時には叱られたり、さまざまな知恵や遊びを受け継いだりという経験も現代では少なく、人と人(地域)の繋がりの薄さ・親から子へ次ぐ経験などの薄さ等は、子育て環境や子どもの健全育成に、少なからず影響していると考えられる。</p> <p>特に子育て支援においては未就園児からの支援が必要であるが、現状では、子ども家庭支援センター以外には、場所がほとんどない。また、子ども家庭支援センター自体、知らない・遠くて行けない等の課題もある。現在の児童館は、特に未就園児の子育て支援施設としてはほとんど機能しておらず、私たちが独自に調査したアンケートや口コミでは、「学童の場」「放課後児童の遊び場」としての認識がほとんどであった。また、児童館が未就園児からの子育て支援施設として機能してほしいという意見は既に多くあるが、実際の利用に結びついていない。その理由としては、上記のような認識の他、未就園児が遊びやすい環境ではないという意見が多くあった。(フローリングで危険・授乳、おむつ替えをする場が無い等)</p>

	<p>また、現代の子どもたちは、服や体を汚さないように、近所に迷惑をかけないように(騒音等)と親から制約を受けたりと、遊びや工夫・創造性が小さくなてしまい、ダイナミックに遊べる機会が少ない。</p> <p>現状の子育て支援体制のままでは、自然にあふれた武蔵村山の魅力も良く知る事が出来ず、存分に遊ぶこともなかなかできず、武蔵村山市に住んでみたい、住んで良かったと実感することが難しい現実があるのではないかと考える。</p>
事業の効果	<p>※ この事業を行うことにより、どのような地域課題を解決することにつながり、市民や市、自分たちの団体にとってどのような効果が期待されるのか、市民ニーズの現状や重要性を踏まえて記載してください。</p> <p>①児童館が各地区での未就園児からの子育て支援施設として機能していく事で、環境がより整い、子育てコミュニティの形成を助け、子育てしやすい環境を作る事ができる。</p> <p>※新たなハードを作ったり、スペースを作ると大きな予算や時間がかかるが、児童館が有効的に機能する事で各地域・地元に根付いた子育て支援を行い、問題解決に向けたスピーディな対応を行うことができる。</p> <p>他市の人も気軽に遊びに来る事ができ、また来てみたい環境を作る事で、武蔵村山市に住みたいと思える環境を作る事ができる。</p> <p>また、児童館のスタッフ・子ども家庭支援センターと私たちが協働する事で、コミュニティにおける他者との関係の中で、親も子も社会でのルールを学び、遊びや工夫など、様々な子育て支援サービスを提供できる。</p> <p>②企業等との連携によりエコ・工作材料(廃材)の使用により、お金をかけずに「物を作ること」という事等を、親子で一緒に考えることができる。</p> <p>③育児相談や会の開催で人と人(地域)を繋げることで、育児不安の減少、虐待等の未然防止、また身近な悩み相談から、市や児童相談センター、療育等への連絡も容易になる。</p> <p>④親子交流を通して、親子一緒にリフレッシュできる場や方法を提供でき、親と子の関係作りをする手助けとなる。(子を預ける形のみが、リフレッシュではないという捉え方。)</p> <p>⑤孤立しがちな母親や家族に対して、地域で支える育児環境を整える事ができる。</p> <p>⑥身近にある保育園や幼稚園等、子育て環境を担う施設が、開かれたものになる事で、親子の安心の場となり、保育施設自体もより様々なサービスが可能となる。</p> <p>⑦育児環境の土台作りを行うことで、親が親となる為の成長と、子どもの成長の手助けとなる。</p> <p>⑧子ども自身に内在する豊かな可能性の発見をしてくことができる。</p> <p>子どもが秘めている、素晴らしい個性・感性・可能性を、子ども自身、そして母親や家族が発見し、開花させていく喜びを感じる事ができる。</p> <p>⑨音楽やアートのワークショップを通し、プロのアーティストの視点でナビゲートすることで、子どもたちの幅広い個性や創造性の発掘を可能にする。</p> <p>またそれは、子どもの自己肯定力を高め、親や子どもたち同士も、「みんなちがってみんなない」と、互いの差異や個性を尊重しあい、いじめや差別を根本からなくしていく一つの大なる力となる。</p> <p>⑩子ども同士の触れ合いの機会を意図的に作っていく事で、子ども同士が人を大切にする心を養う事ができる。</p> <p>⑪他施設(高齢者施設や障害者施設)への出張により、連携を図ることで、世代・障害の有無を越えて、地域を繋げる架け橋となることができたら良いと考えています。</p>
実施の手法	<p>※実施方法や実施場所、先駆的・先進的なアイデアや工夫などについて記載してください。</p> <p>今事業では、一箇所の児童館をモデルケースとして、事業展開していく。(ニーズ調査の中で、子育て支援が行き届きにくい武蔵村山市の西側に位置する残堀・伊奈平児童館)の午前中(ニーズの多い時間帯)に親子コミュニティ広場を開催する。開催に当たり、未就園児からの子育て支援事業を通したニーズ調査を行い、関係機関及び児童館全スタッフ、子ども家庭支援センターと協働し、安全面に配慮した環境設定を行う。また、健全育成や創造性を培つていける環境設定を行っていき、児童館が未就園児からの子育て支援施設として有効的に機能し、市民の力と市の協働事業により子育て支援コミュニティの形成を図っていくことができるようとする。</p>

	<p>◎各ワークショップと開催場所・内容を組み合わせ、ニーズに合わせた活動を行います。</p> <p>実施方法:保育士・プロの演奏家・幼稚園教諭・親子体操指導士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベビーマッサージインストラクター・キッズマッサージインストラクター ・食育インストラクター・パフォーマー等により各ワークショップを実施 <p>◎印は実績のあるものです。</p> <p>I) 武蔵村山市の保育園・幼稚園を中心とした出張保育</p> <p>通常の保育では体験できない、創造性豊かなワークショップを展開し保育園・幼稚園をより地域に開かれたものにし子育てしやすい環境づくりのひとつとする。</p> <p>対象:園児・未就園児・保護者・保育士・幼稚園教諭・等</p> <p>◎キッズマッサージ(子ども同士のスキンシップ)</p> <p>子ども同士が直にお互いの身体に触れ合い、マッサージという手技を通して、身体的特徴や痛み・心地よさなどを実体験する。</p> <p>子どもの心と身体の成長を促し、人の心を感じ、大切にする心を育てる。</p> <p>◎ベビー・キッズヨガ・キッズマッサージ・ベビーマッサージ(母子関係の構築と育児ストレスの解消・肌の触れ合いによる愛情の構築・父親の育児参加)・</p> <p>親子体操、制作活動、子どもの心身の発達を促す体操等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出し物(視覚・言語聴覚等を促すもの)、プロによる歌や演奏等の芸術文化活動 他、簡単な体操や人形劇などの出張開催 <p>II) 地区会館・児童館・子ども家庭支援センター・緑が丘ふれあいセンター等で</p> <p>子育て支援事業・親子サロン・広場の開催</p> <p>子育て広場の開催により、より身近に子育てに関する知識の提供と交換ができる場があると感じることができ、保育士としての専門的立場からの育児相談へと繋げる場を持ちながら、家庭でもできる親子交流の方法を伝える事ができる。</p> <p>※必要な場合にはケースに合わせた公共施設・サービスへ繋げていく。</p> <p>◎子育て支援事業の開催により、親子で家に帰った後にでも楽しめる手遊びや歌遊び・ふれあい遊び・親子交流の時間を持つ。</p> <p>◎子育て支援事業の開催により、孤立しがちな親へのアプローチを行っていき、孤立させない。</p> <p>◎親子での制作活動や親子での体操等により、共に活動することで、親と子がより繋がりを持つことができる。</p> <p>III) 音楽＆アートワークショップの開催</p> <p>音楽やアート、ダンスなど、プロによるパフォーマンスやワークショップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催場所:保育園・幼稚園・ふれあいセンター・子育て支援センター・地区会館等 ・対象:(未就園児・園児・児童・保護者他) <p>※子どもの心身を刺激し発達させる、五感をフル活用した遊び(ワークショップ)を、プロならではの視点からナビゲートしていく。</p> <p>IV) 青空広場(公園など屋外で開催)</p> <p>主催者と参加者をはじめとし、市内で活動する育児サークル、他ボランティア団体や NPO 法人の利用により、より多くの人と人(地域)を繋げていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催場所:公園など屋外 ・対象:武蔵村山市在住者を主として <p>V) その他、老人介護施設・障害者施設への訪問</p> <p>歌や演奏、簡単な体操や人形劇などの出張開催等</p>
協働の意義と必要性	<p>※ この事業を市民提案で実施する必要性、協働の手法で実施することによる意義や必要性について記載してください。</p> <p>児童館という身近な公共施設が、市民の声を拾い上げながら、市と協働していく事で、より実際に則した子育て支援施設として機能していき、地域に孤立しがちな環境にある母親(養育者)のコミュニティ形成の場となり、各地区に子育て支援施設が存在するという安心感を持つことができる。</p> <p>また、充実した子育てをすることができる環境を整えていく事で、武蔵村山に人を呼び、活性化させることに繋がる。そして、親も子もよい環境で子育てができることで、親の育児不安解消のみでなく、子どもの健全育成に繋がり、ひいては、幅広い人材育成に繋がるものとなると考える。また、協働の手法を取ることにより、より持続可能な支援体制が可能になる。</p>

		<p>現行の制度や、施設、サポート体制で対応しきれない部分の草の根活動の基となり、隠れたニーズを発見し、対応していく事ができる。</p> <p>音楽やアートのワークショップを継続的に行うことにより、芸術・文化への敷居を低くし、協働という手法をとることにより、全てのこどもたちがそれらに気軽に触れる機会を持つ環境を整えることができる。それは将来的に鑑みれば、武蔵村山市を担う、豊かで幅広い人材を育成することにつながり、市全体の芸術・文化の水準もさらに高いものになっていくと考える。</p> <p>武蔵村山市が子育てしやすい環境、住みやすい場所になり、人と人(地域)が繋がることで、児童の健全育成につながっていく。また次世代を担う子ども達が、より良い環境で育っていく事で、将来的には子どもも、お年寄りも繋がり、世代や障害といった枠を超えて、人の心を感じ思ひやりのある、人と人が助け合える、より良い武蔵村山市を作っていく環境を作ることができると考えるため。</p>
事業実施のための役割・責任分担	提案者	<p>※ 提案者と市の役割分担や責任の範囲などについて、その考え方を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童館をモデルケースとしていくに当たり、企画内容の提案を行う。 ・安全配慮を最大限に行えるように人員を配置する。 ・児童館が誰にでも利用しやすい環境となるように、親子広場や子育て支援事業においてニーズ調査を行いながら必要な物品購入の検討やサービスを児童館や子ども家庭支援センターと共に検討していく。 ・開催に当たり、代表者を中心に各施設へ出向き、調整・実施をする。 ・活動を様々な人に知ってもらうための広報活動を行う。
事業の実施体制	市	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業提案制度の説明についてご協力をお願い頂けたらと思います。 ・児童館をモデルケースとしていくに当たり、児童館を柔軟に使用できるように双方の意見を出しながら、実施に当たり、児童館が未就園児から利用しやすい子育て支援施設であることの広報をお願いします。 ・出生届の際や、保健センターでの3ヶ月検診等の際に、身近にある児童館等の子育て支援施設の広報を他部署との連携の上、ご協力をお願い頂けたらと思います。 ・子育て支援事業開催に当たり、市報等への掲示や武蔵村山市役所情報提供メール等への広報にご協力いただけたらと思います。 ・子育て支援事業を行うに当たり、関係団体・関係機関との調整をお願いしたいと思います。 <p>※ この事業を実施するための人員や協力体制について記載してください。</p> <p>児童館を未就園児からの子育て支援施設として機能させていくに当たり、児童館スタッフや子ども家庭支援センタースタッフとの情報交換・環境設定・日程調整等を入念に行い、安全に十分配慮した人員配置を行い、実施状況により、人員の増減を行っていく。</p> <p>また、利用する子育て世代のニーズを調査し、ニーズを可能な限り反映し、利用しやすい環境設定を担当課と協働で行っていく。</p> <p>親子コミュニティ広場の開催やワークショップの開催においては、参加人数の制限等を設けず、気軽に参加できるようにしたいと思っています。実施に当たって安全に留意した人数を配置し、企画内容によっては、企画参加メンバーを増員する予定でいます。</p>

	<p>※ この事業を実施するための段取りや年間スケジュールについて記載してください。</p> <p>2014年4月～2015年3月 児童館・子ども家庭支援センターとの調整により児童館へ出張(月2回程度を予定) ※現在、2013年7月より協働事業推進課及び子育て支援課 子育て支援課保育担当課・子ども家庭支援センターと調整中。</p> <p>2014年4月～2015年3月 子育て支援事業実施継続(2009年4月より実施) 開催場所<子ども家庭支援センター> 毎月最終月曜日「いつひよファミリ～の会」の開催 および「いつひよファミリ～with 石田倫依の会」の開催</p> <p>子育て支援事業／開催場所<子ども家庭支援センター> 毎月 1回 ママとベビーのためのリズム＆ヨガ体操 の開催(2011年4月より実施) ※子ども家庭支援センターとの調整により</p> <p>親子広場・親子サロンの実施継続(2010年6月より実施) 月に4回程度の親子広場・親子コミュニティ広場の開催</p> <p>保育園・幼稚園等や地区会館・児童館・地区集会所、 子ども家庭支援センター・緑が丘ふれあいセンター等で 子育て支援事業開催にあたっての実施計画・事前調整を行い、実施をする。</p> <p>調整により、保育園や幼稚園等の公共施設への出張 青空広場(公園)の開催 障害者福祉施設・老人福祉施設等への出張</p>
事業成果の活用と 将来展望	<p>※ この事業で得られる成果をまちづくりにどのようにいかしていくのか、将来どのように展開していきたいのかについて記載してください。</p> <p>身近にある全児童館が子育て支援施設として機能し、「子育てしやすいまち」となり、人と人が繋がり、子育てが温かい環境で行える支援ができたらよいと考えています。</p> <p>現在、新しい住宅の建設等に伴い、子育て世代の転入が大幅に増えています。 市と連携した、こうした育児支援の存在は、新しい環境での孤立化を防ぎ、地域をつなげ、ひいては町の活性化につながるとともに、ある意味不可欠、かつ急務であると考えます。 また、自然豊かなこの環境だからこそ、ダイナミックで独創的な、のびのびとしたアートワークショップの開催も可能であると考えます。</p> <p>昨シーズン開園したひまわりガーデン等、市によるハード面の充実が進んでいるが、それと合わせて、こうしたソフト面の充実をさらに進めてゆくことにより、「子育てが楽しいまち、武蔵村山」という認識を内外に広げていけたらと考えます。</p> <p>さらに、こうした子育て支援を通して、地域を繋ぐ広場を作り、小さな子どもから家族、そして障害者も高齢者も繋がり、誰もがそれぞれの能力を発揮できる環境を作つていけたらと考えています。</p> <p>そして、福祉の心を持つ全ての地域がつながる市となり将来的には周辺他市や都心からも、人を呼び込めるような展開をしていけたらと思います。</p>

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、5ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名 いつひよファミリ～ with 石田倫依

提案事業名	ひろげよう！子育て支援の輪プロジェクト（仮）		
項目	金額(円)	積算内訳・備考	
【収入の部】 協働型事業 補助金	1,000,000		
収入合計（A）	1,000,000	児童館事業経費（c）+子育て支援事業経費（e）	
【支出の部】 人件費	488,000	児童館事業人件費（I）+子育て支援事業人件費（II）	
児童館事業人件費（I）		<p>(I) 【288,000円】 4名×月2回×3,000円/回×12か月 ※安全・企画内容により、人員の増減あり。</p>	
子育て支援事業人件費（II）		<p>(II) 【200,000円】 子育て支援事業に関わる人件費 ■クリスマス会（場所：子ども家庭支援センター） ・人件費 40,000 (8名×5,000円)</p> <p>■高齢・障害者施設等訪問 (健康体操・ミニコンサート・子どもとのふれあいによる幼老交流) ・人件費 25,000円 (5名×5,000円)</p> <p>■青空広場1 (ダンサーやパフォーマー、ミュージシャンのナビゲーターによる身体遊び) ・人件費 25,000円 (5名×5,000円)</p> <p>■青空広場2 (大型紙芝居等を利用した公園等屋外ワークショップ) ・人件費 60,000 (4名×5,000円×3回)</p> <p>■保育園出張 (キッズマッサージ・手作り楽器のワークショップ) ・人件費 50,000円 (5名×5,000円×2回)</p>	
賃借料	5,000	音響機材賃借料	

消耗品費	44,804	児童館事業消耗品(Ⅲ) + 子育て支援事業消耗品費(Ⅳ)
児童館事業消耗品費(Ⅲ)		(Ⅲ) 【10,000円】 児童館事業消耗品 画用紙・厚紙折り紙類 3,000円 文具類(マーカー・糊等) 4,000円 各種テープ類 3,000円
子育て支援事業消耗品費(Ⅳ)		(Ⅳ) 【34,804円】 子育て支援事業消耗品 Pペーパー 7,120円(1,780円×4個) 画用紙・厚紙類 8,880円 各種テープ類 7,560円 絵の具類(刷毛等含) 3,684円 文具類(マーカー・糊等) 7,560円
印刷製本費	40,000	児童館事業印刷製本費(Ⅴ) + 子育て支援事業印刷製本費(Ⅵ)
児童館事業印刷製本費(Ⅴ)		(Ⅴ) 【6,000円】 インク代 5,000円 用紙代 1,000円
子育て支援事業印刷製本費(Ⅵ)		(Ⅵ) 【34,000円】 インク代 30,000円 用紙代 4,000円

備品費	381,196	児童館事業備品（VII）+子育て支援事業備品（VIII）
児童館事業備品費（VII）		<p>(VII) 【290,996 円】</p> <p>●フローリング対策の為の備品 クッションフロア（やさしいフロアーマット） 92,925 円 (30,975 円×3枚)</p> <p>●授乳用の為の備品 ベビールームパーテーション 63,000 円 パーテーション 41,400 円 (13,800 円×3枚) パネル安定脚 9,600 円 (800 円×4個/枚×3枚分) 安定脚キャスター 3,600 円 (300 円×4個/枚×3枚分) コーナーポール 4,800 円 (2,400 円×2個) エンドカバー 800 円 (400 円×2個) つっぱり棒 1,400 円 カーテン 5,000 円 長座布団 2,000 円 (1,000 円×2個)</p> <p>●おむつ変えの為の備品 折り畳みコンパクトベッド（おむつ変え兼） 32,550 円 コンパクトベッド専用マット 8,925 円 おねしょシート 2,996 円(1,498 円×2個)</p> <p>●他環境設定物品 遊具・玩具等 折り畳みテーブル 10,000 円 乳幼児玩具 12,000 円</p>
子育て支援事業備品費（VIII）		<p>(VIII) 【90,200 円】</p> <p>大型紙芝居舞台 25,200 円 折り畳み式キャスター台車 5,000 円 衛生用品（消毒用） 15,000 円 救急用品 10,000 円 布類 25,000 円 木材（大型紙芝居台） 10,000 円 ※但し、子育て支援事業に関わる備品は児童館事業にも兼用する。</p>
報償費 児童館事業報償費	41,000	児童館事業ナビゲーター依頼料 20,000 円 (2名×10,000 円×1回)
子育て支援事業報償費		子育て支援事業外部講師料 21,000 円 (2名×10,500 円)
支 出 合 計 (B)	1,000,000	児童館事業経費（d）+子育て支援事業経費（f）

注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。

3 受益者負担がある場合は、具体的な積算内訳を記入してください。

4 単価表や見積りなど積算の根拠となったものを添付してください。

(日本工業規格A列4番)

※児童館事業及び、子育て支援事業に関わる各予算書は別紙資料参照。

※収入合計 A=補助金による児童館事業に割り振る経費 c + 補助金による子育て支援事業に割り振る経費 e

支出合計 B=児童館事業にかかる経費 d

+ 子育て支援事業にかかる経費 f

支出合計	児童館事業支出合計	子育て支援事業支出合計
1,000,000 円	614,996 円	385,004 円

補助金 1,000,000 円に関わる分担経費

人件費	【488,000 円】：児童館事業人件費	【288,000 円】 + 子育て支援事業人件費	【200,000 円】
賃借料	【5,000 円】：児童館事業賃借料	【0 円】 + 子育て支援事業賃借料	【5,000】
消耗品費	【44,804 円】：児童館事業消耗品費	【10,000 円】 + 子育て支援事業消耗品費	【34,804 円】
印刷製本費	【40,000 円】：児童館事業印刷製本費	【6,000 円】 + 子育て支援事業印刷製本費	【34,000 円】
備品費	【381,196 円】：児童館事業備品購入費	【290,996 円】 + 子育て支援事業備品購入費	【90,200 円】
報償費	【41,000 円】：児童館事業報償費	【20,000 円】 + 子育て支援事業報償費	【21,000 円】

提 案 団 体 名	特定非営利活動法人むさしむらやま子ども劇場
提 案 事 業 名	ちびっ子名人育成プロジェクト
事業の目的	<p>※ 何のためにこの事業を行うのか、事業の提案理由について記載してください。</p> <p>子どもたちが、学校で学ぶものとは別の、むかしあそびの技をみんなで楽しく学び、学校での評価とまったく別である「得意」を身につけ、他者に認められ、達成感や自己肯定感をもって健やかに育つ力を持つ。また、異年齢のコミュニケーションや基礎的ルールを遊びの中で学び、身につける。</p>
現状の説明	<p>※ この事業に関わる市の現状について記載してください。</p> <p>近年子どもたちの関わりの中で、感じることは自信のない子が多いことです。昔存在していた学校での評価とは関わりのない近所の「ガキ大将」や「正義の味方」が少なくなり、異年齢の子どもとの関わりが上手ではない子が増えています。また、遊びの中で学ぶ人間関係も苦手な子が多いことが危惧されています。</p>
事業の概要	<p>※ この事業を行うことにより、どのような地域課題を解決することにつながり、市民や市、自分たちの団体にとってどのような効果が期待されるのか、市民ニーズの現状や重要性を踏まえて記載してください。</p> <p>子どもたちの生きる力に必要なコミュニケーション能力を身につけ、人と人が関わることで、人間関係構築の基本的なルールを学び、技を習得した子どもたちが地域の祭や市民まつりで大人たちにも馴染み深い伝統文化である遊びを披露することをきっかけに、地域のコミュニティーにも活かせたら良いと思う。</p>
実施の手法	<p>※ 実施方法や実施場所、先駆的・先進的なアイデアや工夫などについて記載してください。</p> <p>小学校の放課後を利用して、むかしあそびのこま回しやけん玉等をプロのパフォーマーの指導により練習し、ちびっ子名人を育成し、学校やお祭りの舞台で披露する。用具を準備し、いつでも自分で練習できるようにする。実施にあたっては、人前で披露したい子、そうでない子、ちょっとだけ興味ある子とそれぞれの子どもの希望を受け入れていきたい。</p>
協働の意義と必要性	<p>※ この事業を市民提案で実施する必要性、協働の手法で実施することによる意義や必要性について記載してください。</p> <p>日本の遊び・伝統文化を学校で取り組む場合、通常ではなかなか技を習得するまで時間をかけられない。また、素人である一般の大人がある程度教えることはできても、子どもたちの興味や本当の楽しさをきちんと伝えることは、技術的に非常に難しい。プロの技をひとつずつ習得していくことで、できたときの達成感は、素人のそれとは比べものにならないくらい大きなものであり、この取り組みで自分に自信を持てる子どもをちょっとでも増やすことができたら、子どもの未来に大きく貢献できるものである。</p> <p>体験の場をじっくり持つことで、より多くの子どもたちに、遊びを通して他者との関係性も学ばせることができる。</p>

事業実施のための役割・責任分担	提案者	<p>※ 提案者と市の役割分担や責任の範囲などについて、その考え方を記載してください。</p> <p>子どもたちに良好な体験の場を与えるために、当法人所属の子ども文化地域コーディネーターが、この取り組みの目的や必要性を指導者に伝え調整し、実施にあたっては、提案者から複数人指導補助及び安全管理者として配置する。</p>
	市	<p>学校との調整や実施時の場所の確保、児童への告知・参加者募集を行っていただきます。また、学校やまつりでの披露の際は、関係団体との調整をお願いしたいと思います。</p>
事業の実施体制		<p>※ この事業を実施するための人員や協力体制について記載してください。</p> <p>これまでと同様に、参加人数の制限はせず、誰でも参加できるようにしたいと思いますので、各回、指導員であるパフォーマー以外に、安全管理員及び指導補助員を、当法人会員及び有償ボランティアを3名程度派遣したいと思いますが、人数が多かった場合は、増員することも考えています。</p>
事業スケジュール		<p>※ この事業を実施するための段取りや年間スケジュールについて記載してください。</p> <p>6～7月 参加者募集開始 7月中 指導員による準備会議及びプロのパフォーマンスを観る機会を1回実施 9月～10月 1週間に一度、全7～8回プロパフォーマーによる練習実施 (自主練習については任意) 10月 デエダラまつり参加</p>
事業成果の活用と将来展望		<p>※ この事業で得られる成果をまちづくりにどのようにいかしていくのか、将来どのように展開していきたいのかについて記載してください。</p> <p>子どもたちとじっくり関わるため、放課後子ども教室が実施されている6校のうち、今回は2校で実施するということで、これまで2年間4校で実施してきました。残る2校での実施となる今回の取り組みは、今後のあり方が問われるものと捉えており、各校ごとの取り組みから公共施設での継続的な取り組みとして、練習の機会と発表の場を設け、祭やイベントでの発表の場を確保することを計画し、子ども達の交流の場づくりとして、今後定着させていこうと考えています。</p>

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、5ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

提案団体名 特定非営利活動法人むさしむらやま子ども劇場

提案事業名	ちびっ子名人育成プロジェクト		
項目	金額(円)	積算内訳	
【収入の部】			
協働事業提案制度補助金	980,000		
【支出の部】			
人件費（2名×8回×2校×5,000円、 祭当日4名×5,000円）	180,000	スタッフ	
講師報償費（1校あたり300,000円×2校）	600,000	交通費含む	
印刷製本費（検定票・報告書等）	30,000		
備品購入費（こま、けん玉等）	160,000		
保険料	0	放課後学校での実施	
通信費	10,000		
支 出 合 計 (B)	980,000		

- 注 1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。
 2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。
 3 受益者負担がある場合は、具体的な積算内訳を記入してください。
 4 単価表や見積りなど積算の根拠となったものを添付してください。

(日本工業規格A列4番)

第2号様式（第5条関係）

協働事業提案制度企画書

提 案 団 体 名	特定非営利活動法人シニアメイトサービス
提 案 事 業 名	高齢者いきいき講座
事業の目的	<p>超高齢化社会を迎える、団塊の世代が地域に戻ってきてています。誰もが元気でいきいきと生活するために、地域でのつながりや人とのつながり、生きがいを持つことが大切だと考えます。</p> <p>男性にも、女性にも、家族を介護している方々にも多様な講座に参加していただくことによって、生きがいを持ち行動範囲が広がり、生活の質を向上させた地域生活ができるよう支援していくことを目的とします。</p>
現状の説明	高齢福祉課や地域包括支援センターなどで介護予防や終活講座など高齢者向けの講座が開催されていますが、継続的に参加できる仕組みがあまりありません。また、実施している会場が遠く、高齢者が歩いて参加できない地域もあります。高齢者のみの世帯や独居の方々にとって地域で孤立しやすい状況にあります。
事業の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して参加することで、友人や仲間ができます ・自宅に引きこもることを防ぐことができます ・様々な内容の講座に参加することで新しい経験ができます ・講師として自分の能力を発揮することができます。 ・生きがいや楽しみを見つけることができます
実施の手法	<p>シニアメイトサービスが地域の憩いの場として運営している“カフェおとなりさん”で、金曜日の午後1時から3時まで2時間の講座を月3回開催します。また、中原地域、三ツ木地域、神明地域など、交通の便が悪く、開催場所に参加しにくい自治会と連携して、出前講座を年3回開催いたします。</p> <p>講座内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①筋力アップ体操など身体機能を高める講座 ②食生活の見直し、健康を維持するための料理実習講座 ③認知症を予防するための講座 ④成年後見制度、遺言、相続などの講座 ⑤会話を楽しみながらの手作り講座 ⑥男性の地域デビュー支援講座 <p>以上のような、身体的、心理的、社会的な面を高める講座を実施します。</p>

		講師は専門家や地域の多様な人材を発掘し活用いたします。
協働の意義と必要性		高齢福祉課では介護保険を必要とする方々の窓口になっていますが、願わくは介護保険を使わず、元気で地域に住み続けることが理想ではないでしょうか。行政では柔軟に行うことが難しい講座企画を NPO 法人が企画運営することで、少しでも地域が活性化し、市民にとってより住みやすい市になると考えます。
事業実施のための役割・責任分担	提案者	講座内容の検討と講師への依頼及び運営を行います。 自治会と連携し地域のニーズにあった講座を企画します。
	市	対象地域の自治会への周知をお願いします。 企画に対する要望や意見の提示をお願いします。
事業の実施体制	シニアメイトサービスのスタッフ 4名及び協力者 5名で実施します。 講師については、専門家及び地域の人材を活用します。	
事業スケジュール	①平成 26 年 1 月から順次毎月の講座内容を決めます。同時に講師を決めて依頼します。 ②市内の各地域の自治会長に講座開催の説明会を行い、要望を聞きながら講座内容を決めます。 ③2 月中旬に広報及び募集をかけます。 ④4 月から 1 年を通して講座を開催します。	

事業成果の活用と 将来展望	<p>地域に周知されていくことによって地域包括支援センターをはじめとする行政、商店街を始め、様々な市民活動団体とも連携を深めていきます。</p> <p>仲間意識の向上から自主グループに発展したり、自主的、自発的な行動をすることで、自治会などの地域の拠点と連携し多面的に活動を展開できます。</p> <p>地域コミュニティの拠点として市民のニーズを掘り起し次の企画に活かしていきます。</p>
------------------	---

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、5ページ以内で作成願います。

提案団体名 特定非営利活動法人シニアメイトサービス

提案事業名	一般高齢者向けいきいき講座		
項目	金額(円)	積算内訳	
【収入の部】 助成金 参加費	1,000,000 108,000	1回200円(材料費等)	
収入合計(A)	1,108,000円		
【支出の部】 講座講師料 スタッフ人件費 通品費 印刷費 事務用品費	675,000 270,000 100,000 5,000 30,000 28,000	延べ開催回数 45回 内訳 出前講座 3か所3回 おとなりさん 月3回 36回 1回3名 45回分 担当職員2名 3自治会 4回他 資料コピー代	
支出合計(B)	1,108,000円		

- 注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。
 2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。
 3 受益者負担がある場合は、具体的な積算内訳を記入してください。
 4 単価表や見積りなど積算の根拠となったものを添付してください。

(日本工業規格A列4番)

協働事業提案制度企画書

提案団体名	グラシオス プラント パートナー
提案事業名	小学生への花育と豊かな環境作り
事業の目的	花と緑を育て楽しみ、大切にする心をはぐくむ 子供の頃から、花と緑の育て方を学ぶ事によって、見るだけの興味から 大きく育てる楽しさや喜びを学び、大人になってから、環境を大切にする 心を持てるようにする。(花育)
現状の説明	小学校の花壇等に植栽はしてありますが、植物があまり良く 育っていないような感じがしますし 美しい景観を醸し出していない感じもします。
事業の概要	学校が、花や緑で綺麗になり、それを見ることによって癒やされる。 地域の方にも「よりよい環境つくり」として、喜んでもらえる。 私たちの住む街に憩いの空間を作り出し、心豊かに生活できる。 将来を担う子供達が花と緑に触れ合う事で、情操の育成に寄与する。 自己の環境を考える事で、将来的な街つくりにも興味を持つてもらう。 植物の正しい植え方、育て方、管理方法を学ぶ事によりいつまでも綺麗に センス良く咲き誇る植栽になる。
実施の手法	市内の小学校へ花苗を届け植栽をする。 私たちの団体が植物を選んで配るのではなく、 各小学校ごとに、配達の時期（入学式、卒業式、運動会、催し物など）を選んでもらい、どんな植物がいいのか（花、緑、野菜、球根、緑の カーテンなど）を決めてもらう。（分からなければ相談に乗る。） 苗の選び方、植え方、育て方、植えた後のメンテナンスの指導。
協働の意義と必要性	花と緑豊かな街に。それには、市の協力が必要不可欠です。 市の助成金を使わせて頂いて小学校に花や緑の苗を提供し、子供のうち から花を育てる喜びや、自然を大切にする心を育んでもらう。 学校も花や緑であふれ、景観も素敵になり、植物の特性や特徴なども学 ばせてあげることができる。それにより、植物を上手く育てる近道にな る。（知識の向上）

事業実施のための役割・責任分担	提案者	アンケート用紙の作成。 花や緑の用意。 小学校への配達。 子供達へ植物の基礎知識の教育。 植物の植え方、育て方の指導（実施も含む）
	市	小学校へ団体育成型事業制度の説明。 小学校から、アンケート回収、要求の窓口。 「花育と豊かな環境つくり」の導入の説明と植え込み日程調整。
事業の実施体制	花苗のプランニング 花苗の仕入れ 小学校へ花苗の配達 小学校での、植え方、育て方、メンテナンスの指導（実施）	
事業スケジュール	決定後・・・小学校へ事業内容の説明。 H26/3月までに学校側から、配達の時期、苗の種類などアンケートの回収。 H26/4月～翌3月迄に各小学校ごとに花苗のプランニング、花苗の注文、仕入れ、小学校へ配達、植え方、育て方、メンテナンスの指導。実施の調整。	
事業成果の活用と将来展望	素敵な花と緑あふれる豊かな街へ・・・ 小学校で学んだ花育が、子供達が大人になった時に 花と緑豊かな街つくりへの発展の期待。 花と緑で街の美的景観を市民に理解してもらい、 道路や公共の建物周辺を、花と緑あふれる街になることを展望しています。	

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、5ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

第3号様式（第5条関係）

協働事業提案制度收支予算書

提案団体名 グラシオス プラント ハート

提案事業名	小学生への花育と豊かな環境づくり		
項目	金額(円)	積算内訳	
【収入の部】			
市の補助金 会員からの会費	300,000 30000	5000円×6名	
収入合計(A)	330,000		
【支出の部】			
消耗品費	112000	花苗、プランター 肥料 土種	
人件費	135000	3枚×3日×3人×5000円	
交通費	8000	ガソリン代	
消耗品費	10000	シート、エアコン代、備品	
通信、印刷費(本代)	17600	電話、写真、コスト代	
その他経費	48000	会員懇親会のため費用	
支出合計(B)	330,000		

- 注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。
 2 収人の部には、見込まれる収人の全てを記入してください。
 3 受益者負担がある場合は、具体的な積算内訳を記入してください。
 4 単価表や見積りなど積算の根拠となったものを添付してください。

(日本工業規格A列4番)

協 働 事 業 提 案 制 度 企 画 書

(記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけわかりやすく具体的かつ簡潔に記載してください。)

※ ただし、この企画書はA4サイズ・5ページ以内で記載願います。

提 案 团 体 名	武蔵村山市ハンドボール協会
提 案 事 業 名	ハンドボールトップアスリート等派遣指導事業
事業の目的 概要	<p>平成20年に第68回国民体育大会（以下「国体」という。）ハンドボール競技会の開催地として、内定決定してから、教育委員会が本格的に国体の準備を進めるとともに、市内でのハンドボールの普及啓発のために、平成20年度から市内小学生を対象にしたハンドボール教室、平成22年度からは市内ハンドボールクラブ、中学・高校ハンドボール部への総合体育館の無償での開放事業、市民へハンドボールの認知・啓蒙のためのハンドボールトップチームによるハンドボールエキシビジョンマッチの実施を行ってきた。</p> <p>今では、市内でのハンドボール競技者人口も増え、平成22年には、小学生のクラブチームもできた。平成24年には、市ハンドボール協会も発足。市体育協会に加盟した。</p> <p>小学生のチームは平成23年度都大会準優勝。平成24年度都大会第3位。平成25年度都大会準優勝と力を付けている。第五中学校の女子チームは、平成24年11月に行われた新人大会で準優勝。平成25年度の都大会でベスト8と、その他都大会でも好成績を残している。</p> <p>国体開催に向けたハンドボール競技の周知・啓発活動により、市内のハンドボールに対する気運醸成は図られてきており、小学生、中学生のハンドボール競技者も増え、競技成績も都内トップレベルのチームとなってきている。</p> <p>国体の目的は「広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする」としている。</p> <p>本市に縁もゆかりもなかったハンドボールという競技が国体の開催地となって、ハンドボールの普及振興を行ってきた結果、広く市民へハンドボールを普及し、競技者も多了くなつた。</p> <p>しかし、国体が終了した後はジュニア育成や様々な支援・協力も少くなり、せっかく国体を契機としたハンドボールの普及・振興が順調にきたところが、縮小してしまうおそれがある。国体を開催したこと自体が一過的なものと判断するならば、現段階では、国体を開催した目的を達成していないこととなろうと思われる。</p> <p>国体で、ハンドボールという競技が市内に浸透したことは間違いないことであるが、国体開催後もこの気運を継続するためには、更なる事業展開が必要である。</p> <p>トップアスリートがデモンストレーション披露したり、子供と一緒にあってスポーツを楽しむことにより、その競技本来の面白さ、楽しさを味わうことができ、自然とスポーツや体を動かすことへの関心、興味を持つきっかけとなることが期待される。また、ハンドボールという競技</p>

		<p>を使うことによって、学校教育ではなかなか扱うことのない競技であることから、ハンドボール競技の普及・振興といった点においては、本当の競技人口の底辺拡大が見込むことが期待される。</p> <p>小学校の授業の一環として学校教育では体験することのできないトップアスリートによる授業を子供たちが受けることにより、運動するきっかけづくり、体力向上、コミュニケーション能力を高めることに貢献し、さらにハンドボール競技の普及啓発を目的とする。</p>
現状の説明		<p>市教育委員会、国体の競技普及啓発事業として、平成25年度内に3回、市内3校の小学校に対し、トップアスリート派遣事業を行った。(1校は未実施。9月以降に実施。)</p>
事業の効果		<p>本年度の事業実施した小学校からは、非常に好評であり、来年度も実施してもらいたいとの要望があった。</p> <p>指導の中では、「人の話をよく聞くこと」と、「最初からできないと思わずなんでもチャレンジすること」の基本的なポイントを中心に指導していたが、ハンドボール元日本代表というネームバリューだけでも説得力があるうえ、真剣にハンドボールに取組んでいた子供たちの反応が印象的であった。</p> <p>その後、ハンドボールを使って昼休みや遊び時間に運動している子供たちが多くいたとか、子供たちからハンドボールをしたいとの声があつたと聞くと、競技の楽しさや、体を動かすことの楽しさが十分に伝わったことが考えられ、またハンドボールの普及にもつながっていると思われる。この経験を他の学校の児童また、他の学年の子供たちにも体験してもらいたい。</p>
実施の手法		<p>*実施方法や実施場所、先駆的・先進的なアイデアや工夫などについて、記載してください。</p> <p>(1)派遣するトップアスリート等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①日本ハンドボールリーグで活躍しているチームの選手、元選手及び指導者等 ②国際大会及び全国大会で入賞したチームに所属している選手、元選手及び指導者等 <p>(2)派遣対象</p> <p>市内小学校3年生から6年生 クラス単位</p> <p>(3)実施内容</p> <p>指導時間は1クラス当たり、45分～1時間とする。</p> <p>(4)派遣校数</p> <p>3校(1校当たり4クラス分を上限とする。)</p>
協働の意義と必要性		<p>*この事業を市民提案で実施する必要性、協働の手法で実施することによる意義や必要性について、記載してください。</p> <p>学校の授業の一環として行うため、小学校との調整が必要である。</p> <p>また、全ての学校、全校児童が体験できないため、対象となる学校と学年を選定してもらう必要がある。</p>
事業実施のための役割・責任分担	提案者	<p>*提案者と市の役割分担や責任の範囲などについて、その考え方を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トップアスリート等派遣に関する業務 ・当日事業のアシスタント業務 ・会場準備・後片付け
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・実施校の選定 ・学校との開催日の調整 ・備品の借用

事業の実施体制	武藏村山市ハンドボール協会（当日の準備・片付け含む） 5名 講師（ハンドボール選手・元選手等） 1名※1校に1名 アシスタント（ハンドボール選手・元選手等） 1名※1校に1名 対象小学校教員
事業スケジュール	H26. 4 市小学校校長会へ事業説明、対象小学校の選出。 5 対象小学校との開催日時の調整 講師派遣依頼 6 開催日時の決定 講師決定 7 ～ 事業実施 12
事業成果の活用と将来展望	学校の授業で体験することにより、体を動かすことの楽しさやチームワーク、スポーツmanshipなどを児童が学び、運動しない子が運動するようになり、ハンドボールに興味のなかった子が興味を持つようになり、しいては、この授業での経験がきっかけとなって、ハンドボールで上を目指す子供がクラブ等に入って競技者人口が1人でも多く増え、国体を契機に市内に広まったハンドボールを、もっと普及・振興し、ハンドボールの街「むさしむらやま」を目指します。

(日本工業規格A列4番)

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名 武蔵村山市ハンドボール協会

提案事業名	ハンドボールトップアスリート等派遣指導事業	
項目	金額(円)	積算内訳
【収入の部】 市補助金 自己財源	924,000円 0円	
収入合計(A)	924,000	
【支出の部】 人件費 消耗品 委託料 保険料 備品購入費	45,000円 147,000円 17,000円 30,000円 600,000円 15,000円 70,000円	スタッフ (3名×3校×5,000円) ハンドボール (3,675円×40個) ラインテープ (3,400円×5箱) 文具類 (はさみ、ボールペン、紙等) 講師派遣委託(200,000円×3校) 講師・アシスタント・スタッフ保険 小学生ハンドボール専用簡易ゴール (70,000円×1組)
支出合計(B)	924,000	
収支差額(A) - (B)	0	

※1 補助対象となる経費と対象とならない経費については募集要項を参考にしてください。

※2 自己財源や他の補助金や助成金を受けて事業を実施する場合には必ず記入してください。

※3 受益者負担がある場合は具体的な積算内訳を記入してください。

※4 単価表や見積りなど積算の根拠となったものを添付してください。

(日本工業規格A列4番)

提案団体名	武士団・村山党の会
提案事業名	「村山郷を中心に活躍した中世武士団・村山党。いざ出陣」
事業の目的	<p>※ 何のためにこの事業を行うのか、事業の提案理由について記載してください。</p> <p>■ (武蔵村山を含む) 村山郷を拠点に活躍した、中世武士団・村山党に焦点をあて、武士の防具であった甲冑を手作りする「手作り甲冑教室」を開催し、多くの市民に参加してもらい、つくる喜びを味わうとともに、武蔵村山の郷土史を学び合いながら地域に対する愛着を深め、手作り甲冑を活用して、市や諸団体と連携しながら、「村山デエダラまつり」や様々なイベントに参加して、村山党を市内外にPRして、武蔵村山の町おこしに繋げることを目的とします。</p> <p>また、3年後には「村山党桜まつり」と題した、村山党を冠した春のお祭りを開催することを目標に活動を進めていきます。</p>
事業の概要	<p>※ この事業に関わる市の現状について記載してください。</p> <p>■ 「中世武士団・村山党」については、市の多くの刊行物で武蔵村山を紹介する時に登場します。しかし、残念なことに村山党をはじめ、村山の郷土史について詳しく知っている市民は驚くほど少ないので現状です。自分の住む町の歴史を知らなければ愛着もあまり湧きません。自分の住む町を知ることは、地域の愛着を深め、市民同士の絆や連帯を深めることにも繋がり、町おこしの原動力になると考えています。</p>
事業の効果	<p>※ この事業を行うことにより、どのような地域課題を解決することにつながり、市民や市、自分たちの団体にとってどのような効果が期待されるのか、市民ニーズの現状や重要性を踏まえて記載してください。</p> <p>■ 「手作り甲冑教室」と「村山の郷土史学習会及び調査研究」を並行して行うことにより、多くの市民の方に村山党と村山の郷土史に興味をもつてもらうことで、地域に対する愛着が深まります。また、「手作り甲冑教室」を通して、つくる喜びを実感してもらいながら、村山党独自の創意工夫を行うことで村山党に対する思い入れも強くなることが期待できます。そうして作りあげた甲冑を活用して、「村山デエダラまつり」やその他のイベントに参加し、イベントを盛り上げ、村山党を市内外にPRすることで、武蔵村山の町おこしに繋げることが期待できます。</p> <p>また、これらの事業を行うことによって、「郷土の会」や「武州村山太鼓」などの市内の諸団体や、瑞穂や金子・宮寺・山口などの村山党ゆかりの地域との連携が図りやすくなり、武蔵村山の町おこしの大きな原動力にできると考えています。</p>
実施の手法	<p>※ 実施方法や実施場所、先駆的・先進的なアイデアや工夫などについて記載してください。</p> <p>■ 「手作り甲冑教室」及び「村山の郷土史学習会及び調査研究」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：①H26年6月～10月（計10回程度） ・実施時期：②H26年11月～平成27年3月（計10回程度） ・実施場所：市民総合センター内ボラセン作業室及び 市民会館・中部地区会館等

	<ul style="list-style-type: none"> ・講師：武士団・村山党の会メンバー ※村山党の会から9名が、板橋区郷土資料館に通って、手作り甲冑づくりの技術を習得中です。 ・参加費用：10,000円程度（材料代約25,000～30,000円程度） ※材料代が高額なため、会から15,000円程度を補助する予定です。 ・募集方法：市報及びPRチラシ等 <p>■村山デエダラまつりに参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲冑を身につけて、村山党武者行列として山車パレードに参加して村山党をPRする。 ・村山党のブースを設け、手作り兜教室や村山党の紹介PRを行う。 <p>■他のイベントに参加し、村山党を市内外にPRする。</p> <p>■村山党をPRする上で、郷土の会や武州村山太鼓など村山党に関係のある市内の諸団体を連携を図り協力を得ていく。</p> <p>■瑞穂・金子・宮寺・山口など、村山党ゆかりの地域の郷土史の調査研究を行っている団体と相互交流を行いながら連携して村山党のPRを行う。</p>
協働の意義と必要性	<p>※ この事業を市民提案で実施する必要性、協働の手法で実施することによる意義や必要性について記載してください。</p> <p>■武士団・村山党の会は、村山党や村山の郷土史に造詣が深い人材も多く在籍し、手作り甲冑の製作技術を9名のメンバーが現在習得中です。これらの専門性をもち、武藏村山の町おこしにかけると強い情熱をもったメンバーが多数在籍しています。</p> <p>また、市として様々な刊行物で村山党の紹介を行っている割には村山党の認知度が低い現状にあります。</p> <p>そこで、その現状を変えるために、当会と市が協働して村山党を武藏村山市の大きなシンボルに育て上げ、町おこしの原動力にしていくことは本市にとって大変意味のあることだと考えます。</p> <p>また、当会としても、市と協働することにより、財政的基盤を確立でき、信用性も高まるため、多くの市民の参加を得やすくなるとともに、他の諸団体とも連携がしやすくなることから、この事業を協働で行う必要性は大きいと考えます。</p>

事業実施のための役割・責任分担	提案者	<p>※ 提案者と市の役割分担や責任の範囲などについて、その考え方を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「手作り甲冑教室」・「村山の郷土史学習会」等を企画立案し、主催します。 ■ 「村山デエダラまつり」やその他のイベントに参加し、村山党をPRします。 ■ 村山党の関連諸団体と連携して、村山党のPRを行います。 ■ 村山党をPRするための様々な広報活動を行います。
	市	<ul style="list-style-type: none"> ■ 参加者募集の市報の掲載をお願いします。 ■ 会場の提供をお願いします。(ボラセン作業室・地区会館等) ■ 道具や甲冑の保管場所のご協力をお願いします。 ■ 小中学校のイベント等に参加する場合の調整をお願いします。 ■ 市内の諸団体との連携に際し、必要があれば調整役をお願いします。 ■ 市の広報物による、村山党の紹介やPRをお願いします。 ■ 市の施設に、甲冑の展示と村山党のPRパネルの掲示する場所の提供をお願いします。
事業の実施体制		<p>※ この事業を実施するための人員や協力体制について記載してください。</p> <p><甲冑教室・学習会></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 前期・後期それぞれ10回程度を予定しています。 ■ 参加者は、前期・後期それぞれ15名程度を予定しています。 ■ 講師は、当会のメンバーが交代して、常時4名～5名体制で運営します。 ■ 材料や道具については、基本的に当会が用意します。 ■ 材料代が高額なため、材料代の半額程度を当会が助成しますが、甲冑の所有権は参加者に帰属させるので、イベント時には、甲冑を貸し出すことを条件にさせていただきます。 ■ 参加者の保険加入を行います。 <p><まつりやイベントへの参加></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 主催団体と綿密に連携し、当会のメンバー・教室参加者及び一般から村山党の武者行列に協力してくれる市民の方を募集して行います。 ■ 和太鼓の団体である武州村山太鼓のメンバーとコラボレートして、村山党をPRするための演出等を行います。
事業スケジュール		<p>※ この事業を実施するための段取りや年間スケジュールについて記載してください。</p> <p><平成26年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 5月・10月 「甲冑教室・郷土史学習会」の参加者募集。 ■ 前期（6月・7月・8月・9月・10月）で10回程度開催。 ■ 後期（11月・12月・1月・2月・3月）で10回程度開催。 ■ 8月～10月 村山デエダラまつりの演出・運営を検討。 ■ 10月 「村山デエダラまつり」に参加して村山党のPRを行う。 ■ 年2回程度、「村山党の会」会報及びPRチラシを発行。 ■ その他、効果的なイベント等に参加して村山党をPR。

事業成果の活用と 将来展望	<p>※ この事業で得られる成果をまちづくりにどのようにいかしていくのか、将来どのように展開していきたいのかについて記載してください。</p> <p>■当会のメンバーと、教室参加者を中心に、村山党や武蔵村山の歴史の発信者になっていただき、市内外に広く村山党をPRする活動を展開し、村山党を武蔵村山の大きな目玉に育て上げ、町おこしの原動力にして、武蔵村山の観光振興や地域振興に繋げていきたい。</p> <p>■2016年（3年後）を目標に、村山党の会のメンバーの増強を図りながら、他の諸団体を巻き込んで、まつりの少ない時期（4月初旬頃）に、「村山党桜まつり」と題した、村山党を冠したまつりの開催を目指して活動を行っていきます。</p>
------------------	--

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、5ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名 武士団・村山党の会

提案事業名	「村山郷を中心に活躍した中世武士団・村山党。 いざ出陣」	
項目	金額(円)	積算内訳
【収入の部】		
■協働事業提案制度補助金	970,000	
■手作り甲冑教室（参加費＝材料費）	300,000	@10,000×15名×2回（前期・後期） ※1人当たりの材料費は約3万円弱と高額なため、会から助成を行って参加費を1万円に抑えます。
収入合計（A）	1,270,000	
【支出の部】		
■参加者への材料費補助金	450,000	@15,000円×15名×2回
■講師謝礼	100,000	2人×10回×@5,000（交通費込）
■消耗品費	480,000	甲冑材料代（紙代・正絹平紐・塗料等）
■備品購入費1	80,000	甲冑製作に必要な道具類（穴あけ機等）
■備品購入費2	80,000	武者行列に必要な小物類（刀・法螺貝等）
■通信費	15,000	資料コピー代・その他通信費
■印刷製本費1	25,000	会報・P Rチラシ印刷費
■印刷製本費2	20,000	村山党P Rパネル製作費
■保険料	20,000	10回×2×20人
支出合計（B）	1,270,000	

- 注1 换算対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。
 2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。
 3 受益者負担がある場合は、具体的な積算内訳を記入してください。
 4 単価表や見積りなど積算の根拠となったものを添付してください。

(日本工業規格A列4番)

第2号様式（第5条関係）

協働事業提案制度企画書

提案団体名	NPO法人 介護予防リーダーまるまる会	
提案事業名	高齢者の方への介護予防活動の効果の検証。	
事業の目的	<p>※ 何のためにこの事業を行うのか、事業の提案理由について記載してください。</p> <p>高齢化による様々な症状が深刻な問題に成っています、特に認知症(426万人)・軽度認知症(400万人)は緊急の対策が必要とされています。又、ひざ痛・腰痛も要介護への原因のひとつです、当市は介護予防対策として他市より早く取り組んでいますが活動の効果の検証がなされれていません。介護予防は継続しなければ効果が維持出来ません、活動継続の為にも活動の評価・検証が必要とおもいます。</p>	
現状の説明	<p>※ この事業に関わる市の現状について記載してください。</p> <p>市主管の介護予防事業は期間が限られておりその後の予防対策が自主活動に託されています。</p> <p>終了後の教室確保の支援はして貰っているが、教室を維持・運営している参加者の活動成果の検証がされておらず、市事業の有効性を立証出来ていない現状です。</p>	
事業の概要	<p>※ この事業を行うことにより、どのような地域課題を解決することにつながり、市民や市、自分たちの団体にとってどのような効果が期待されるのか、市民ニーズの現状や重要性を踏まえて記載してください。</p> <p>高齢者の介護予防として認知症予防・ひざ痛予防・安否確認・引き籠り防止・仲間作りで医療費軽減、介護認定の先延ばしに貢献出来る。</p> <p>活動に参加する事でサポーターが達成感を感じモチベーションがあがる。元気な高齢者のいる町に成る事で、介護家族が少なくなり、町に活気がうまれるとおもいます。</p>	
実施の手法	<p>※ 実施方法や実施場所、先駆的・先進的なアイデアや工夫などについて記載してください。</p> <p>1. 毎週1回公共施設等を利用して、学習・運動・イベント教室を活動する。 2. 活動の成果を検証プログラムとして、ファイブ・コグ、おたっしゃ測定体組成計測定を定期的に実施し成果を検証して参加者の方に経過を把握して貰う。 特異な結果の方は行政・包括へ繋げてフォローして貰う。</p>	
協働の意義と必要性	<p>※ この事業を市民提案で実施する必要性、協働の手法で実施することによる意義や必要性について記載してください。</p> <p>この事業は継続して活動し、検証と評価を出来る安定した体制が不可欠。予防という案件の為安定した活動維持が優先します、これにかかわる人材を安定させるには地域に根ざした人が係わるのが良いとおもいます。介護予防の知識を拾得した人達がサポートするので内容をカルチャー教室・イベントに成せず、市の介護予防計画を踏襲する内容で活動する事で、成果の評価も説明し易いとおもいます。</p>	

事業実施のための役割・責任分担	提案者	<p>※ 提案者と市の役割分担や責任の範囲などについて、その考え方を記載してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 介護予防は継続して効果が維持出来るものなので継続出来る体制と人材の確保、育成。 参加者・スタッフ・サポーターへの保険の加入。 参加者の継続した状況把握と行政との情報共有。
	市	<ol style="list-style-type: none"> 活動場所の確実な確保。 参加者の情報報告時の対応、結果の提供。
事業の実施体制		<p>※ この事業を実施するための人員や協力体制について記載してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「脳の健康教室」 - サポーター25名 「ひざ痛予防教室」 - 運動指導員1名、スタッフ4名 「健康麻雀教室」 - スタッフ2名 「介護予防リーダー」 - リーダー2名
事業スケジュール		<p>※ この事業を実施するための段取りや年間スケジュールについて記載してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「脳の健康教室」 - 5教室、毎週1回、90分 「ひざ痛予防教室」 - 2教室、毎週1回、90分 「健康麻雀教室」 - 3教室、毎週1回、4時間 「介護予防リーダー」 - 毎月1回定例会と有志で自治会と共同でイベント、公共施設での音楽会等のイベント。 おたたしや測定 - 対象教室半年に1回実施 運動効果評価検証として10月と4月に体組成計測定。 認知機能検証を毎年11月にファイブ・コグの実施。 <p>※ファイブ・コグ---記憶、学習、注意、言語、視空間認知、思考の認知領域を測定する為に作られた。</p>
事業成果の活用と将来展望		<p>※ この事業で得られる成果をまちづくりにどのようにいかしていくのか、将来どのように展開していきたいのかについて記載してください。</p> <p>高齢者の健康維持・安否確認・引き籠り防止・仲間作りの教室の成果を広報、独自媒体にて告知して行く。 対応人材を増やし・育成・充実させ、点から面への展開を計画している。 高齢者の行動圏(半径500~700m)・日時を考慮した教室(場所)の実現。</p>

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、5ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

第3号様式（第5条関係）

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名 NPO法人 介護予防リーダーまるまる会

提案事業名	高齢者の方への介護予防活動の効果の検証。		
項目	金額(円)	積算内訳	
【収入の部】			
武藏村山市補助金	962,510		
収入合計(A)			
	962,510		
【支出の部】			
講師料 4人x25,000	100,000	交通費・資料含む	
人件費 25人x40日x500	500,000	センター等	
印刷製本費	200,000	チラシ・検査用紙	
体組成計 8個x9,450	75,610		
ファイブ・コグDVD 1枚	29,400		
通信費・交通費	50,000		
保険料	7,500		
支出合計(B)			
	962,510		

- 注1 据付対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。
 2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。
 3 受益者負担がある場合は、具体的な積算内訳を記入してください。
 4 単価表や見積りなど積算の根拠となったものを添付してください。

(日本工業規格A列4番)

提 案 団 体 名	武藏村山市ミニバスケットボール連盟
提 案 事 業 名	ミニバスケットボールを通じた市内小学生の健全な育成
事業の目的 事 業 の 概 要	<p>※ 何のためにこの事業を行うのか、事業の提案理由について記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニバスケットボールを通じて、協力・自立・努力・思いやりの心を養う。 ・団体で行うことにより、個人では感じることの出来ない達成感を感じ、成長の糧とする。 ・ミニバスケットボールを知らない子はもちろん、団体競技が苦手な子などにも参加できる気軽な楽しい集まりを行い、コミュニケーションを身に付けさせる。 ・ミニバスケットボールとは、全国の小学校において、コートがあり、体育の授業の必修科目として行われているスポーツである。市内のミニバスケットボールチームは、東京都の大会にも参加し、好成績を収めている。そして、ミニバスケットボールを経て、中学、高校と全国で活躍している選手は少なくない。市内のミニバスケットボールチームでは、過去には都大会で優勝したこともある。中学校でも、多摩大会で2年連続優勝した学校もある。 ・スローガンとして、「友情・ほほえみ・フェアプレイの精神」によって行われているミニバスケットボールを通じて学べることがたくさんある。ミニバスケットボールは、団体競技ではあるが、全員が攻撃し、全員が守るスポーツであるので、個人にかかる可能性や負担は他の団体競技と比べると非常に多い。全ての選手にチームを勝たせる直接的な可能性が与えられている。そうはいっても、団体競技であるので、チームとして機能していかなければ勝つことは出来ません。チームとして勝つ喜びはとても大きなものですが、チームとしての喜びと、個人としての喜びのバランスが絶妙である。そのミニバスケットボールを通じて協力・自立・努力・思いやりの心、コミュニケーション能力を養うきっかけとする事ができる。 ・更には、プロリーグ選手、コーチ、監督等に直接指導を受け、直に接する機会を提供することにより、スポーツの苦手意識を軽減し、スポーツの楽しさや仲間の大切さを感じ、協力・自立・努力・思いやりの心を養う。
現 状 の 説 明	<p>※ この事業に関わる市の現状について記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての学校にバスケットのコートがあり、体育の授業の必修科目として行われているスポーツである。バスケットをやる環境が整っているので、より、子供たちの体力の向上に役立てたい。 ・近年の子ども達は、家庭用ゲーム機の普及や両親の共働きの影響などで、家で過ごしている時間が多く、他人コミュニケーションをとる機会が減っているように感じられ、コミュニケーションをとるのが苦手、自分の意見を言うことが苦手な子が増えているように感じられるので、仲間と協力し、チームメイトと仲良くしコミュニケーション能力を高め、あいさつや返事を大事にし、コミュニケーションとしての声の習慣化のきっかけを与えてあげる。

事業の効果	<p>※ この事業を行うことにより、どのような地域課題を解決することにつながり、市民や市、自分たちの団体にとってどのような効果が期待されるのか、市民ニーズの現状や重要性を踏まえて記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校活動とは異なった異年齢の仲間の中でミニバスケットボールを通し、好ましい人間関係、豊かな感性や社会性を養うこと。 ・子ども達にチームワークの必要性を感じてもらい、コミュニケーション能力を身につけ、ルールを学ぶことにより人間関係の構築を学べる。 ・全ての学校でミニバスケットボールの環境が整っていると同時に、ミニバスケットボールより、市内中学、高校と全国で活躍する選手が育っているので、この事業を行うことにより、武蔵村山市から全国に通用する選手を育成していく事ができる。 				
実施の手法	<p>※ 実施方法や実施場所、先駆的・先進的なアイデアや工夫などについて記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内全ての小学校の児童を対象としたバスケットボールクリニックを開き、興味、関心を持たせて参加させる。 ・プロバスケットボールリーグ（bjリーグ）に所属する選手、大学監督によるクリニックの実施。 ・上記選手指導者による「ゴールデンエイジのためのバスケットボールクリニック」を実施する。 ・実施場所は各小学校とする。 				
協働の意義と必要性	<p>※ この事業を市民提案で実施する必要性、協働の手法で実施することによる意義や必要性について記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニバスケットボールを通して「挨拶をする」「返事をする」といった人ととのコミュニケーションや時と場所に合わせた行動、考え方（TPO）を学べる環境を子ども達に与える場になれる。 ・各学校のスポーツに興味のない子ども達にとって大きなきっかけとなる。 				
事業実施のための役割・責任分担	<table border="1"> <tr> <td>提案者</td><td> <p>※ 提案者と市の役割分担や責任の範囲などについて、その考え方を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回のクリニックの実施 ・年2回の各大会への参加の呼びかけ ・プロバスケットボールリーグ選手及び大学監督の選出と依頼。 ・当日業務の進行とサポート ・会場設営、撤収等の指示 </td></tr> <tr> <td>市</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校への参加の呼びかけ ・体育館使用の支援協力 </td></tr> </table>	提案者	<p>※ 提案者と市の役割分担や責任の範囲などについて、その考え方を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回のクリニックの実施 ・年2回の各大会への参加の呼びかけ ・プロバスケットボールリーグ選手及び大学監督の選出と依頼。 ・当日業務の進行とサポート ・会場設営、撤収等の指示 	市	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校への参加の呼びかけ ・体育館使用の支援協力
提案者	<p>※ 提案者と市の役割分担や責任の範囲などについて、その考え方を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回のクリニックの実施 ・年2回の各大会への参加の呼びかけ ・プロバスケットボールリーグ選手及び大学監督の選出と依頼。 ・当日業務の進行とサポート ・会場設営、撤収等の指示 				
市	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校への参加の呼びかけ ・体育館使用の支援協力 				
事業の実施体制	<p>※ この事業を実施するための人員や協力体制について記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリニックを実施するにあたり、外部から講師を呼ぶ。 ・プロバスケットボールリーグ選手、コーチ 2人×4回（AM・PM） ・武蔵村山市内各ミニバスケットボールチーム、コーチ・スタッフ 18名（9チーム、各2人） 				
事業スケジュール	<p>※ この事業を実施するための段取りや年間スケジュールについて記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度3月にスケジュール確定。 ・4月 体育館、講師確保（時期確定） ・4月 各学校への配布（ポスター作成） ・7月 第1回クリニック <ul style="list-style-type: none"> ・午前の部（市内コーチ、高校専門体育先生による教室） ・午後の部（プロ選手によるクリニック） 				

	<ul style="list-style-type: none"> ・12月 第2回開催の案内の配布 ・2月 第2回クリニック <ul style="list-style-type: none"> ・午前の部（市内コーチ、高校専門体育先生による教室） ・午後の部（プロ選手によるクリニック）
事業成果の活用と 将来展望	<p>※ この事業で得られる成果をまちづくりにどのようにいかしていくのか、将来どのように展開していきたいのかについて記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他に、年2回、各チームでクリーン作戦の実施 ・芝生、グリーンサポーターの協力 ・体育館の掃除、各お祭りボランティア参加 ・ひまわりの参加 ・この事業を行うことにより、小・中・高校生となつても体育の必修科目となつているバスケットボールを体得することにより、武蔵村山市内から、全国、更には世界で活躍するバスケットボール選手を輩出していきたい。さらに、地域とコミュニケーションを図るために、各チームでのクリーン作戦の実施や各お祭り参加などのボランティア活動にも積極的に参加をし、武蔵村山市内小学生の健全な育成に結び付けていきたい。 <p>この事業により、小学校ミニバスケットボールや中学校バスケットボール、高校バスケットボール界において、立川市の隣の市、あるいは東大和市、東村山市の近隣の市の呼称から挽回して、武蔵村山市のバスケットボールを発展させていくことを目指します。</p> <p>そうすることで、7万の人口の武蔵村山市の知名度上げ、東京都内は勿論、関東地区、全国に広く知ってもらいたい。</p>

注1 記載が複数ページにまたがつても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、5ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

第3号様式（第5条関係）

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名 武藏村山市ミニバスケットボール連盟

提案事業名	ミニバスケットボールを通じた市内小学生の健全な育成		
項目	金額(円)	積算内訳	
【収入の部】 協働事業提案制度補助金	300,000		
収入合計(A)	300,000		
【支出の部】 人件費 講師報酬費（講師一人2時間 25,000円 ×2人×4時間） 印刷製本費（チラシ・報告書等） 備品購入費（ボール、ビブス等）	50,000 200,000 30,000 20,000		
支出合計(B)	300,000		

- 注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。
 2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。
 3 受益者負担がある場合は、具体的な積算内訳を記入してください。
 4 単価表や見積りなど積算の根拠となったものを添付してください。

(日本工業規格A列4番)

資料編

資料1 武蔵村山市市民協働推進会議要綱

資料2 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿

資料3 武蔵村山市協働事業提案制度における提案事業審査要領

資料4 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

○武蔵村山市市民協働推進会議要綱

平成 23 年 8 月 3 日訓令(乙)第 120 号
改正 平成 24 年 3 月 27 日訓令(乙)第 21 号
改正 平成 25 年 6 月 26 日訓令(乙)第 114 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱（平成 23 年武蔵村山市訓令（乙）第 119 号。以下「実施要綱」という。）第 15 条第 3 項の規定に基づき、武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 推進会議は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 次に掲げるところにより市長が委嘱する者

ア 識見を有する者

イ 市民活動団体関係者

ウ 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会の代表者又は職員

エ 武蔵村山市商工会の代表者又は職員

オ 公募による市民（武蔵村山市内に住所を有し、又は武蔵村山市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。）

(2) 生活環境部長及び企画財務部財政担当部長の職にある者

(座長等)

第 3 条 推進会議に、座長及び副座長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進会議の会議は、座長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(任期)

第 5 条 第 2 条第 2 項第 1 号の規定により市長が委嘱する委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌々年度における実施要綱第 13 条第 2 項の規定による意見の具申をもって満了とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、生活環境部協働推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

資料2

○武藏村山市市民協働推進会議委員名簿（敬称略）（平成23年11月16日委嘱、市職員は任命）

氏 名	選 出 区 分	備 考
渡辺 龍也	会議要綱第2条第2項第1号ア 識見を有する者	東京経済大学現代法学部教授
奥原 せつ子	会議要綱第2条第2項第1号ア 識見を有する者	武藏村山NPOネットワーク (NPO法人くわの実)
伊東 理年	会議要綱第2条第2項第1号イ 市民活動団体関係者	武藏村山市中村第一自治会役員
比留間 英世	会議要綱第2条第2項第1号ウ (社)武藏村山市社会福祉協議会の代表 者又は職員	(社)武藏村山市社会福祉協議会 事務局長
高橋 茂明	会議要綱第2条第2項第1号エ 武藏村山市商工会の代表者又は職員	武藏村山市商工会事務局長
北口 良夫	会議要綱第2条第2項第1号オ 公募による市民	公募による市民
本間 由美子	会議要綱第2条第2項第1号オ 公募による市民	公募による市民
山田 行雄	会議要綱第2条第2項第2号 生活環境部長の職にある者	生活環境部長（平成25年4月1 日から）
比留間 育浩	会議要綱第2条第2項第2号 企画財務部財政担当部長の職にある者	企画財務部財政担当部長（平成 25年4月1日から）

資料3

○武蔵村山市協働事業提案制度における提案事業審査要領

(平成25年9月12日市民協働推進会議決定)

1 趣 旨

この要領は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱(平成23年武蔵村山市訓令(乙)第119号。以下「実施要綱」という。)第5条の規定に基づく提案について、実施要綱第6条第2項の規定により市民協働推進会議(以下「推進会議」という。)が当該提案事業の採択の適否の審査をするに際し、必要な事項を定めるものとする。

2 審査委員

審査委員は、推進会議の委員とする。

3 審査の通則

審査は、提案団体から提出された応募書類、応募書類に基づく提案団体からのプレゼンテーション及びこれに伴う質疑の結果を踏まえ審査する。

4 審査の方法

審査は第一次審査及び第二次審査により行う。

(1) 第一次審査

ア 審査の通則

選考は、提案団体から提出された応募書類（以下「応募書類」という。）のうち、氏名、住所、年齢、その他個人及び提案団体を特定する事項を秘匿した上で、応募書類について審査する。

イ 審査基準及び方法

審査は、応募書類について審査委員が別表に掲げる審査基準(以下「審査基準」という。)により5点満点で評価する。

ウ 第二次審査採択事業の選定

応募書類について各審査委員が評価した点数を集計し、合計点数が満点合計の5割以上の事業を、第二次審査を実施する提案事業として選定する。

ただし、5割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、採択すべき事業とすることができます。

エ 選定結果の通知

推進会議は、前項の規定による選定の結果について、提案団体に通知するものとする。

(2) 第二次審査

ア 審査の通則

第一次審査により選定された提案事業について審査する。

イ 審査方法

市民協働推進会議において行う応募書類に基づく提案団体からの公開プレゼンテーション及びこれに伴う質疑応答によって行う。

ウ プrezentationを行う者

(ア) プrezentationを行う者は、書類選定事業の提案団体の代表者又はその関係者とする。

(イ) 書類選定事業が複数の団体により共同して提案されたものであるときは、当該提案団体の間で、前号によるプレゼンテーションを行う者を調整するものとする。

エ プrezentationの内容

プレゼンテーションは、実施要綱第5条第1項各号に掲げる書類の内容に関する説明を行うものとし、第一次審査選定事業と関連性のないもの及び他の事業などに対する賛否を表明することはできない。

オ プrezentationの方法等

(ア) プrezentationは、事業ごとに行うものとする。

(イ) プrezentationごとに当該説明に対する審査委員の質疑を行うものとする。

(ウ) プrezentationの順序は、原則として実施要綱第5条第1項の規定による提案の受付順とする。

(エ) プrezentationの時間は、一事業当たり20分以内とする。

(オ) プrezentationの開催時には、実施要綱第5条第1項第1号から第4号までの事業提案に係る書類及びプレゼンテーションを行う者が用意した資料を、傍聴のための来場者に配布する。

カ 審査基準

審査は、別表に掲げる審査基準により、審査委員が5点満点で評価する。

キ 採択すべき事業

前項審査基準により、各審査委員が評価した点数を集計し、各審査委員の合計点数が満点合計の6割以上の事業とする。ただし、6割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、採択すべき事業とすることができる。

ク 審査結果

(ア) 審査結果には、採択又は不採択についての理由を付するものとする。

(イ) 採択に当たっての条件を付すことができるものとする。

5 委任

前各項に定めるもののほか、武藏村山市協働事業提案制度に基づく提案事業の審査について必要な事項は、推進会議の座長が推進会議に諮って定める。

6 その他

武藏村山市協働事業提案制度の提案事業の書類選考要領（平成23年11月16日市民協働推進会議決定）、市民協働推進会議における協働事業提案制度の公開プレゼンテーション実施要領（平成23年11月16日市民協働推進会議決定）、武藏村山市協働事業提案制度の提案事業の

審査要領（平成23年11月29日市民協働推進会議決定）は、廃止する。

(別表)

「◎」は協働型事業及び団体育成型事業の共通の審査基準とし、「◆」は協働型事業のみの審査基準とします。

審査項目	審査基準	配点基準
協 働 の 必 要 性	【必要性】 ◎ 提案内容は、地域課題、社会的課題等の市民ニーズを捉えているか。	充分に捉えている 5点 おおむね捉えている 4点 普通である 3点 あまり捉えていない 2点 全く捉えていない 1点
	【協働の手法・形態】 ◎ 課題解決の手法は、妥当性、先駆性、独創性等があるか。 ◆ 課題解決のために協働という手法が必要とされているか。 ◎ 課題解決に向け、地域等との必要な連携が図られているか。	充分に備えている 5点 おおむね備えている 4点 普通である 3点 あまり備えていない 2点 全く備えていない 1点
	【役割分担等の妥当性】 ◆ 提案団体と市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。 ◎ 行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか。	充分に妥当性がある 5点 おおむね妥当性がある 4点 普通である 3点 あまり妥当性はない 2点 全く妥当性はない 1点
事 業 効 果	【相乗効果】 ◆ 提案団体と市が協働することにより事業をより効果的（お互いを補完したり、お互いの特性を発揮したりすることにより、効果的な実施が可能となることなど）に行なうことが期待できるか。	充分に期待できる 5点 おおむね期待できる 4点 普通である 3点 あまり期待できない 2点 全く期待できない 1点
	【市民満足度】	充分に期待できる 5点

		<p>◎ 市民の満足度が高まり、具体的な効果・成果（質の高い又は多様なサービス等を受けることができるうことなど）が期待できるか。</p>	おおむね期待できる 4点 普通である 3点 あまり期待できない 2点 全く期待できない 1点
事業の実現性	企画力	<p>【団体の企画力】</p> <p>◎ 地域課題を効果的・効率的に解決する事業企画となっているか。</p>	充分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点
	実現性	<p>【計画の実現性】</p> <p>◎ 計画どおりに実施が可能であるか。</p> <p>◎ 地域住民等の理解を得られているか。</p> <p>◎ 法的な問題等により実現が困難となっているいか。</p>	充分に実現性がある 5点 おおむね実現性がある 4点 普通である 3点 あまり実現性はない 2点 全く実現性はない 1点
	実施能力	<p>【団体の実施能力】</p> <p>◎ 提案団体は、当該事業を実施する上での専門的な知識や経験を有し、提案する事業が実施可能であるか。</p>	充分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点
	継続能力	<p>【団体の継続能力】</p> <p>◎ 提案した事業を継続するために、組織の成長・自立を考えた中・長期的なスケジュールとなっているか。</p> <p>◎ 計画を継続して実現するために自ら資金や人材の確保に努めているか。</p>	充分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点

資料4

○武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

平成 23 年 8 月 3 日訓令(乙)第 119 号
改正 平成 24 年 3 月 27 日訓令(乙)第 21 号
改正 平成 25 年 6 月 14 日訓令(乙)第 107 号

(目的)

第1条 この要綱は、市民活動団体から提案のあった協働事業の実施に関し必要な手続等を定めることにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、もって暮らしやすい地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民活動団体」とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他の自主的に社会貢献活動（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。）を行う団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 武蔵村山市内を主な活動範囲としていること。
- (2) 運営及び会計処理（予算及び決算を含む。）が引き続き 1 年以上適切に行われていること。
- (3) 定款、規約、会則等を有し、かつ、会員名簿を備えていること。
- (4) 5 人以上の者で組織されていること。
- (5) 次のいずれにも該当しない団体であること。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を

- 推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）
- オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの
- カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けているもの又はその構成員の統制の下にあるもの
- 2 この要綱において「協働事業」とは、協働型事業及び団体育成型事業であって、この要綱に定めるところにより武蔵村山市（以下「市」という。）から補助金の交付を受けて行うものをいう。
- 3 この要綱において「協働型事業」とは、市民活動団体がその専門性、柔軟性等をいかして実施する公益性の高い事業であって、当該事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図るものという。
- 4 この要綱において「団体育成型事業」とは、協働型事業の実施を目指す市民活動団体の企画力及び事業遂行能力の向上に資する公益性の高い事業であって、市民活動団体が単独で企画し、及び実施するものをいう。
- （協働事業の提案）
- 第3条 市民活動団体は、市長に対して、協働事業の実施について提案することができる。ただし、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において二以上の協働事業を実施することとなる提案をすることはできない。
- 2 協働事業の実施についての提案は、市長が行う公募に応じて行わなければならない。
- 3 協働事業としてその実施について提案することができる事業は、第1号から第3号まで（当該事業が単年度で完結する事業であるときは、第1号から第4号まで）のいずれにも該当する事業であって、かつ、第5号から第8号までのいずれかに該当するものとする。この場合において、当該協働事業が複数の年度にわたり実施するものであるときは、前項の公募の対象となる年度に係るものとして提案しなければならない。
- （1）地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業
- （2）市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業
- （3）人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業
- （4）継続して複数回実施することが見込める事業
- （5）市民の地域活動への参画が促進される事業
- （6）市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業
- （7）市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業
- （8）協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、同項の規定による提案の対象としない。
- （1）現に協働事業として三の年度にわたって実施された事業と同一と認められる事業（同一の市民活動団体が実施したものに限る。）

- (2) 営利のみを目的とした事業
- (3) 特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける事業
- (4) 学術的な研究のみを目的とした事業
- (5) 調査のみを目的とした事業
- (6) 武蔵村山市内の特定の地域住民だけによる事業
- (7) 交流又は親睦のみを目的とした事業
- (8) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業
- (9) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業

(事業の公募)

第4条 市長は、協働事業の実施についての提案を募集しようとするときは、あらかじめ、公募の期間、選考審査の基準その他公募に必要な事項を規定した募集要項（以下単に「募集要項」という。）を定め、これを公表しなければならない。

(提案の手続)

第5条 協働事業の実施についての提案は、募集要項に定める期日までに、次に掲げる書類を市長に提出してなければならない。

- (1) 協働事業提案制度提案書（第1号様式）
- (2) 協働事業提案制度企画書（第2号様式）
- (3) 協働事業提案制度収支予算書（第3号様式）
- (4) 提案団体概要書（第4号様式）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、募集要項に定める書類

2 前項の規定により提案をしようとする協働事業が協働型事業であるときは、当該提案をしようとする市民活動団体は、当該協働型事業を実施するまでの課題等について、募集要項に定める期日までに、当該協働型事業についての市の担当課（以下「担当課」という。）に事前調整を申し出なければならない。

3 担当課は、前項の規定による申出があったときは、遅滞なくこれに応ずるものとし、市民活動団体及び担当課は、当該事前調整において、対等な立場で協議し、協働事業を実施するまでの課題等の解決を図るよう努めるとともに、生活環境部協働推進課長にその経過を報告するものとする。

4 生活環境部協働推進課長は、前項の規定による協議の進行について必要な支援を行うものとする。

(採択の決定)

第6条 市長は、前条の規定による提案があったときは、第15条第1項の規定により置く武蔵村山市市民協働推進会議（同項を除き、以下「推進会議」という。）の意見を聴いた上で、当該提案に係る協働事業を採択するかどうかを決定するものとする。

2 推進会議は、前項の規定による求めがあったときは、前条第1項の規定により提出された書類の審査及び次項の規定による説明の聴取の結果を踏まえ、当該提案に係る協働事業の採択の適否について、市長に報告するものとする。

3 推進会議は、前条の規定による提案をした団体（以下「提案団体」という。）の代表者、その関係者又は担当課の職員を会議に出席させて、説明を聴取することができる。この場合において、

当該説明の聴取及びこれに伴う質疑は、原則として公開するものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による決定をしたときは、協働事業採択（不採択）通知書（第5号様式）により、提案団体に通知するものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、提案団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項の規定による採択の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。
- (2) 市民活動団体に該当しなくなったとき。
- (3) その他協働事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）として市長が適当でないと認めたとき。

(事業の実施時期)

第9条 実施団体は、第6条の規定により採択することに決定された協働事業の実施に関し市において新たに予算措置を講ずる必要がある場合においては、市が必要な予算措置を講じた後でなければ、当該協働事業を実施してはならない。

(予算措置)

第10条 協働事業の実施に関し必要な予算は、当該協働事業が協働型事業であるときは当該協働事業の担当課が、当該協働事業が団体育成型事業であるときは生活環境部協働推進課が、それぞれ計上するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、別に定めるところにより、実施団体に対し、当該協働事業の実施に関する経費の補助として、次の各号に掲げる協働事業の区分に応じ、当該各号に定める額を限度として、補助金を交付するものとする。

- (1) 協働型事業 1,000,000 円
- (2) 団体育成型事業 300,000 円

(事業報告)

第12条 実施団体は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、協働事業提案制度事業結果報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、推進会議に事業報告会の開催を求めるものとする。
- 3 推進会議は、前項の規定による求めがあったときは、公開による事業報告会を開催しなければならない。
- 4 推進会議は、前項の事業報告会を開催する場合において必要があるときは、実施団体の代表者、その関係者又は担当課の職員を会議に出席させて説明を求めることができる。

(事業の評価)

第13条 市長は、前条の規定による報告及び事業報告会が終了したときは、当該報告及び事業報告会における参加者の意見を踏まえ、当該報告に係る協働事業の評価を行うものとする。

- 2 市長は、前項の評価を行うに当たっては、あらかじめ推進会議の意見を聴くものとする。
- 3 推進会議は、前項の規定による求めがあった場合において必要があるときは、実施団体の代表

者、その関係者又は担当課の職員を会議に出席させて、説明を求めることができる。

4 市長は、第1項の規定により評価を行ったときは、協働事業評価書（第7号様式）を実施団体に交付するものとする。

（公表）

第14条 市長は、毎年度、前年度に実施された実施事業の内容及び実施状況、前条の規定による評価の結果等を公表するものとする。

（推進会議の設置）

第15条 第6条第1項、第12条第2項及び第13条第2項の規定による求めに応じて協議する機関として、武蔵村山市市民協働推進会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、推進会議は、市長の求めに応じ市民協働の推進に関し必要な事項を協議して、その結果を市長に報告するものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱の廃止）

武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱（平成21年武蔵村山市訓令（乙）第91号）は、廃止する。

附 則（平成24年3月27日訓令（乙）第21号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日訓令（乙）第7号）

この要綱は、平成25年3月15日から施行する。

附 則（平成25年6月14日訓令（乙）第107号）

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

様式 一略一

**平成 25 年度
武藏村山市協働事業提案制度
提案事業審査報告書**

**平成 25 年 11 月
武藏村山市市民協働推進会議**